

食糧政策の成立過程 (一)

—— 食糧問題をめぐる地主と資本 ——

持 田 惠 三

はしがき

第三節 農業保護関税の確立

(以上本号)

序論 日本資本主義と食糧問題
第一章 農業保護関税の成立と展開

第二章 米価政策の展開過程

第一節 輸入米税と戦後経営

第三章 食糧政策の成立

第二節 危機と農業保護関税の展開

第四章 結 語

は し が き

米価問題に関する論作は数多く発表されているし、米価政策についても決して少くはない。それ等は大部分昭和恐慌前後からの米価統制時代の生んだ産物であり、それ故に関心は價格統制の可能性や方法に関する理論的究明、より現実的には当時の政策への実践的な批判に向けられた。勿論多くの著作は何等かの形で米価政策史へふれてはいたが簡単な記述に止まっていた。米価政策史乃至は食糧政策史自体を目的としたものにおいても、政策の詳細な記述にその多くが費やされていた。しかしここで意図するものはかかる形での政策論或は政策史ではない。ここでは対象は何よりも歴史として取り扱われる。

宇野弘藏教授は「経済政策の経済学的研究は……資本主義社会に於ける政策の転化を経済的基礎に於いて解明するにある」とされる（『経済政策論』上、九頁）そして「種々なる政策をその歴史的關聯の下に綜合的に觀察するときには吾々は大体に於て資本主義の発達に適應したる一定の経済政策を指摘することを得、而もそれは常にその経済的発達段階に応じてその中心となる資本の性質によつて特徴付けることが出来るのである」（同上二〇―二二頁）。それ故に経済政策は重商主義・自由主義等としてそれぞれ初期資本主義・産業資本主義の各段階に対応して一括して特徴づけられ、転化が説明される。これは経済学的研究の対象としての経済政策論においては、勿論正しいし又事実多くの政策論はこのようになされて来た。しかし歴史として政策を取り上げる場合にはおのずからその目的と方法が異らざるを得ない。即ちある資本主義の段階に対応する政策をその完成した体系的な形で取り上げて意義づけるのではなく、その体系的な政策の形成過程を通じてその意義が引き出されなければならないであろう。そして政策が政治の具體的な発現形態であり、政治が諸階級の利害の対立・闘争の場として把握されるならば、政策の發展過程の追及はかかる対立する利害のなかに政策を位置づけることになる。本論文が課題とするものはこのような意味での食糧政策の成立過程である。それ故に中心は立法の過程、乃至意図の追及におかれる。更にここで対象とされる食糧政策は、年代的にいうならば明治三七年から大正十五年に至る期間に限られる。

この対象となる時代は今迄日本近代史研究の大きな空白となつていたが、最近認識されて来たように実は日本にとつて最も重要な転換期をなすものであつた。それ故に「近代日本史を解く一つの鍵を提供している」といわれるのである（信夫清三郎『大正政治史』一卷一頁）。政治的には大正デモクラシーとして表現され、経済的には独占資本主義の成立期と規定されるこの時代は、一般的にいうならば資本主義の發展による古い明治レジームの動搖と、その再編成

の行われた時期として性格づけられよう。その主導力が何であり、その結果としての日本社会の全面にわたる近代的な色彩への塗りかえが、如何なる本質を持つていたかが、この時代の歴史研究の課題であろう。本論の意図も最初はその課題への一側面からのアプローチをこころみようとすることに発していた。しかししらべて行くうちに社会問題、小作問題、労働問題等のいわゆる「問題」が表面化するのはいずれもこの時期であり、食糧問題もその例外ではないことがわかつた。かかる「問題」というものが激化した資本主義の矛盾の各分野における表面化を、上からの形でとらえた表現とするならばそれは当然のことであつた。何故ならこの時代の激動とはその矛盾の爆発に他ならないからである。そして再編成の終了とはかかる「問題」への一応の対策の方向確立を意味していた。食糧問題への対策が食糧政策であるならば、この時代の食糧政策とは「問題」への対応の開始とその一応の方向確立の過程であつた。さきに述べたような形でいえば体系的な食糧政策の形成過程なのである。それ故にこの時代の理解が近代史への鍵を提供するように、多くの食糧政策史が単に前史として取り扱かつているこの時代の食糧政策は、以後の日本資本主義の食糧政策を理解すべき鍵となるであらう。

(附記) 本稿は筆者の大学卒業論文をまとめ直したものである。能力をかえりみずに膨大なテーマと取り組んだのは若さのいたすところであるが、卒業後そろそろ一年になろうとする今、読み直して見て赤面にたえない。

はしがきで述べた意図は能力と資料上の制約から十分に果し得なかつたが、この未熟な論稿が農業政策史の或は近代史の分野に何等かのプラスになれば幸いである。原作は十一章三五〇枚(四百字詰)であつたが、発表の都合上四章にまとめ第一章迄を一応掲載する。問題の本来的力点は第三章におかれていた。なお引用文中の仮名づかいは新仮名づかいに直した。又傍点も特にことわらない限り筆者による。

序論 日本資本主義と食糧問題

食糧問題は資本主義における農業と工業の生産力発展の不均等の所産である。生産力発展の不均等が資本主義の矛盾の現われであり、その最も顕著なものがこの農業と工業生産力の乖離である以上、食糧問題は資本主義の本質的な矛盾の顕現にほかならないのである。それは資本主義発展のある段階において表面化する。即ち産業革命を経て確立する産業資本主義の時期においてである。ここに成立する機械制大工業は、農業と工業の完全な分離を促がし農村を商品経済の下に包括し国内市場を完成するが、同時にその急速な発展は農村人口の犠牲において都市人口と労働者の膨張を結果する。消費人口の絶対的相対的急増は食糧需要の量的質的な増大となり、農業の食糧供給力を追いこすにいたる時、食糧供給の不足とそれに伴う食糧価格の騰貴が現われざるを得ない。食糧価格の騰貴は地代の増加と労賃騰貴を媒介とする資本利潤率の低下を意味する。

食糧問題はこのように国内産食糧の不足とその価格の騰貴、即ち供給と価格の二つの側面をもっている。一方資本主義は本来食糧に関して高利潤率の維持拡大のための低価格と、国防と安定した利潤率確保のための安定した価格での確実な供給という二つの往々にして矛盾する要求を持つのである。前者のためには何処からでも最も安い食糧の供給が望まれるが（現実には海外植民地、後進国よりの輸入）、後者のためには国内での自給が最も確実な方法である。しかし農工生産力の乖離が国内産食糧の不足として現われた段階、国では、不足を補うべき国内での増産は大幅な技術条件の変化がない限り限界生産費の上昇を必至とし、より高い価格の食糧の供給を結果するであろう。この場

合二つの要求は矛盾したものとして現われる。資本主義における食糧問題の發展は、かかる矛盾の展開過程に他ならない。そして食糧問題が登場した時、この二つの要求を基調とする資本の対策が政策として行われるのである。問題が二つの側面を持つ以上、政策も一応価格政策と供給政策とに分けて考えることが出来よう。しかし価格と供給が相互規制的な関係にあるのと同様に、二つの政策も別個なものではなく相互に規定し合うと共に一方は常に他方を間接的に含んでいるのである。即ち価格政策はそれ自体供給政策を内包し、供給政策もそれを可能ならしめ、又それが結果する価格の考慮に立たねばならぬ。それ故に食糧政策は価格政策と供給政策の統一として把握される。

食糧問題と政策は資本主義の發展段階によつて当然違つた形をとる。一般的にいうならば、産業資本主義段階においては、問題はすぐれて価格の側面において登場し、可能な限り安価な食糧の自由な供給を意味する自由貿易政策がとられる。十八世紀末からの穀価の騰貴として問題が登場し、資本の地主に対する政治的勝利の結果として、一八四六年のピールによる地主的特権的保護関税撤廃が行われたイギリスの場合がこの例である。自由な商品流通にもとづく国内市場が、國際的にも拡大され、農業と工業の対立が、國際的に農業国と工業国の対立として現われる時、前者は後者を依存せしめる以上に後者に依存しなければならない。それ故に後者の産業資本の利益は經濟的自由主義の完成であつたのである。

独占段階と世界的な帝國主義時代に入ると、發展した生産力が利潤實現の場を一層世界市場に求めさせると共に、資本主義諸國間の競争が商品のみならず、資本輸出市場としての植民地争奪をめぐつて激化する。絶えざる戦争の脅威によつて食糧問題は、価格のみならず供給の確保の問題として登場する。農業保護関税によつて国内農業を維持・拡大し、供給の安全をはかることが独占資本の政策となる。独占資本は高穀価の負担を、工業保護関税による国内市

場防衛と輸出カルテル其他の独占的手段によつて回避しうるからである。十九世紀末と二〇世紀初頭におけるドイツがその例であらう。即ち一八五〇年と八〇年に至る農産物価格の騰貴による黄金時代のドイツ農業が、新大陸の安い食糧の競争に直面した時、ドイツ独占資本は一九〇二年の農業保護関税引上をもつて答えた。それは同時に国防的・社会的理由による小農保護をも意味していた。

第一次大戦を画期とする一般的危機への突入は、国際間の帝国主義的対立の激化をもたらした。特に世界恐慌以後におけるブロック経済への移行は、商品、原料市場としての植民地の排他的独占を目的としたが、食糧についても同様であつた。食糧問題は何よりも、軍事的・貿易的見地からする自給問題として現われ、政策も食糧のブロック内自給政策として行われた。同時に一方において供給政策との矛盾を調整し、農民所得の安定（それは同時に国内市場の安定である）と、資本利潤率安定のための、食糧価格の国家統制政策が一般化する。即ちこの時期に「食糧問題」は一般的に意識化され、体系的な「食糧政策」が打ち出されるのである。尖鋭な帝国主義諸国にそれは最も典型的に示された。

このような食糧問題・政策の各段階は、極めて後進的な日本資本主義においては短い期間に集約的・並行的に現われた。それ故に問題の展開過程は直ちに食糧政策の成立過程を意味していた。この日本資本主義の後進性はその特殊な半封建的構造に反映し、それが又食糧問題を早期的に鋭く登場せしめた。周知の如く日本資本主義は、当初においては封建貢租の重さを受けついだ地租を財源とする政府による育成をその出発点とした。そして世界資本主義の発展段階に対応して、未成熟な地盤の上にいきなり機械制大工業が移植せられ急速に發展した。一方においては農業は維新政府の主要な財源としての重荷をにない、又そのために再編成せられた半封建的地主制の下に農民的な發展方向を

第1表 米穀需給表(米穀年度)

年度	内地生産額	輸移入額	輸移出額	差引輸移入 超過額	消費総額	一人当 消費額
	千石	千石	千石	千石	千石	石
明治25年	38,181	404	478	-74	38,107	0.938
26	41,430	392	691	-299	41,130	1.004
27	37,267	1,359	526	834	38,101	0.923
28	41,859	774	874	-100	41,759	1.001
29	39,961	557	622	-65	39,896	0.947
30	36,240	2,051	758	1,293	37,534	0.882
31	33,039	5,355	255	5,100	38,139	0.885
32	47,389	409	1,090	-682	46,706	1.072
33	39,698	1,096	355	741	40,439	0.918
34	41,466	1,423	499	924	42,391	0.951
35	46,914	1,453	674	779	47,693	1.056
36	36,932	5,560	320	5,241	42,173	0.921
37	46,473	5,953	453	5,500	51,974	1.122
38	51,430	5,610	229	5,381	56,811	1.214
39	38,173	3,531	259	3,272	41,445	0.876
40	46,303	3,250	274	2,976	49,278	1.030
41	49,052	3,151	255	2,896	51,948	1.078
42	51,934	2,528	379	2,149	54,083	1.108
43	52,438	1,757	591	1,162	53,604	1.084
44	46,633	2,933	441	2,491	49,125	1.980
45	51,712	2,911	300	2,611	54,322	1.068

食糧政策の成立過程

備考：(1) 生産額は前年分を計上、消費総額は生産額+輸移入超過額、差引輸移入超過額の-は出超である。千石未満4拾5入。

(2) 農林省米穀部『米穀要覧』昭和8年p.2~5より作成。

とることが出来なかつた。それ故に農工生産力の乖離は早発的に現われた。明治十年基準で米生産額が約五割増加するのは三十年頃であるが、この間生糸は五倍、綿糸は百倍以上、造船は二七倍、石炭は十倍といつた目覚ましい発達を示している。(2) かかる農工生産力発展の不均等が、消費人口の絶対的相対的膨張を媒介とする食糧米供給の不足として表面化したのは明治三〇年代であつた。

第一表が示すように明治二〇年代迄、米の輸出国であつた日本は、三三年以降完全な輸入国に転化するのである。日露戦争の前後からは二百~五百万石の外米を年々輸入しなければならなくなる。かかる米作生産力の相対的停滞は、米価の相対的絶対的な騰貴をもたらす。第二表によれば三三年

第2表 米価と物価（米穀年度）

年度	米価指数	物価指数	米価率
明治33年	100.00	100.00	1.000
34	103.25	96.78	1.067
35	104.83	96.22	1.088
36	124.67	102.42	1.217
37	111.25	106.86	1.041
38	107.50	115.20	0.933
39	122.75	119.00	1.032
40	137.92	127.90	1.078
41	138.33	126.58	1.094

備考：(1) 日本銀行調査『東京物価調』明治33年10月基準による。

(2) 各年指数は各年の各月の指数の平均、米価率も各月の平均をもつて年平均とした。それ故、各年の米価指数/物価指数と一致しないものもある。

(3) 農林省米穀部『米穀要覧』昭和8年、p.24～5より引用。

十月基準の米価率は、三四年以降四一年迄、三八年以外は(5)いづれも一以上を記録しており、米価の一般物価に対する高位が示されている。高米価の背後には米作生産力が耕地拡張と反当収量増加という地主的方向をとつたことによる限界生産費の増加が潜んでいた。それは地代の増加を意味していたことはいふ迄もない。

しかもこの時期に日本資本主義は不平等条約下に未だ国内市場を確保し得なかつたにもかかわらず、一方ではそのために、又構造的な国内市場の狭隘のために、海外市場への要求に促進されていた。最も発達した綿糸紡績業は二三

年の恐慌を契機として対清国輸出にのり出し、開港以来輸出産業として発展した製糸業はその輸出依存を一層強めていた。そして後進日本資本主義にとつて海外市場打開、競争のための唯一の武器は「印度以下的な低賃銀」であり、そのためにも低米価が要求された。第一表をよく見るなら三三年よりの輸入国転化は単に差引においてであり、それ以前からも毎年四〇万石以上の外米が輸入されていたことがわかる。ただ同量以上の内地米輸出が米穀貿易尻をカバーしていたのである。それは安い輸入外米を労働者に供給し、高い内地米の輸出により正貨獲得を目指す資本主義の要求を意味するのである。それ故に日本資本主義は内地米の不足が初まる以前から、安い食糧への要求を抱いていた。日清戦争は帝国主義戦争たるには資本主義の発展が未熟であつたが、朝鮮を安い食糧供給地として確保せんとす

第3表 内外米価格の比較（石当り）

	外国米平均 輸入価格 A	内地玄米 卸売価格 B	値開 B-A	$\frac{B-A}{B} \times 100$
明治21~25年平均	円 5.96	円 6.39	.43	% 6.7
26~30年	6.96	8.90	1.94	21.8
31~35年	9.72	11.56	1.84	15.9
36~40年	10.86	13.94	3.08	22.1

備考：(1) 年度は普通年度，各5カ年平均，内地米価格は中米主要市場平均，外米価格には関税を含まず，31年迄は元価(F.O.B.)にして以後はC.I.F.価格。それ故に21~31年の輸入価格はより高い筈である。

(2) 農商務省食糧局食糧調査資料第1号『米穀統計(日本ノ部)』(大11) p.26, 及『東京経済雑誌』66巻1669号(大1) p.19より計算作成。

る産業資本の要請を背後に持つていた。⁽⁴⁾

三三年以降の輸入国転化と内地米価格の騰貴は、資本の安価な食糧の要求をより本格化する。第三表に見るように内外米価格の差は次第に大きくなり、その値開きの内地米価格に対する割合も増大の傾向にあるといえよう。資本が益々相対的に安い外米輸入に利益を見出す一方、その大量輸入は値開きの拡大と共に内地米価格への脅威とならざるを得ない。内地米価格の高位に利益を見出す地主にとつても、それは逆の意味での関心事となる。三十年代に始まった内地米供給の不足と米価騰貴が、資本と地主の対立をはらんで食糧問題として登場するのは、日露戦争の後であつた。

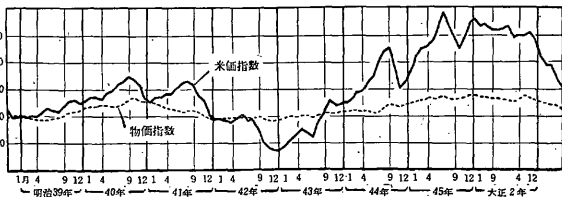
輸出は依然消費資料を主力とし、輸出産業は低労賃—低米価への執拗な要求を抱きつづけた。それ故に価格と自給の矛盾は当初から表面化していたのである。そして跛行的な独占の開始、前期的独占の近代的なそれへの転化と相待つて、早くも並行的に軍事的帝国主義的な自給問題を登場させた。一方で、早くも並行的に軍事的帝国主義的な自給問題を登場させた。一方

輸入は依然消費資料を主力とし、輸出産業は低労賃—低米価への執拗な要求を抱きつづけた。それ故に価格と自給の矛盾は当初から表面化していたのである。そして跛行的な独占の開始、前期的独占の近代的なそれへの転化と相待つて、早くも並行的に軍事的帝国主義的な自給問題を登場させた。一方で、早くも並行的に軍事的帝国主義的な自給問題を登場させた。一方

て、関税も最初から地主的要素と独占資本的要素を内包し、性格は単純には割り切れない複雑さを持つのである(第一章)。

半封建的農業構造と商品経済の矛盾が農業危機として現われる段階において、米商品化の進展と共に、需給構造の激変が米価の激しい騰落を生み、それが食糧問題の主要な側面となるのが第一次大戦をはさむ時期であつた。窮迫販売と小作米という特異な米供給ルートは、高米価時に前者の解消と後者の投機とが重なつて供給減の方向に働き、大戦を通じての資本主義の飛躍による需要急増とインフレーションのなかに「米価の革命」を生み出す。これに対応する政策は、米価調節として国家の流通過程への介入を伴い、あわただしく展開された。同時にこれは独占の形成期と対応し、米価の平準化と利潤率安定という独占資本の要求を端的に含むものであり、価格の国家統制段階への第一歩を意味していた(第二章)。

米騒動は、「食糧問題」を本格的に意識させた。独占資本の成立期、帝国主義への本格的転化を背景とし供給問題を価格と相対つて全面的に登場させた。戦後世界資本主義の危機の開始と帝国主義対立の激化は、ブロック経済への傾向を示し初めたが、すぐれて軍事的な又弱体な日本資本主義は、食糧に対して早くよりこの傾向を示していたが、この時期に植民地を中心とする食糧自給政策を確立するのである。そして恒久的な価格統制が始められ、国家独占資本主義への第一歩を印する



米価指数及物価指数月別変動図 (明治33年10月=100)
農林省『米穀要覧』(昭8) p.24~5による。

(第三章)。このように日本資本主義の食糧問題は、その登場の時から問題の諸側面を同時的に表面化し、資本主義の各段階の諸要素は継起的に現われたのである。それ故に問題の展開過程は直ちに食糧政策の成立過程を意味し、地主制の残存は米価をめぐる資本と地主の対立を一貫して存続させたのである。(なお食糧の代替性を考慮すれば米以外の食糧にも触れねばならないが、消費習慣と現実の問題が米に集中されたことにかんがみて、以後の論述は米にのみ限ることにする。)

註(1) 限界生産費とはここでは、限界地又は限界投資の生産価格(費用価格+平均利潤)を意味する。

(2) 裕正夫『農産物価格論』、四四五―七頁参照。

(3) この基準時点における米価は、豊凶其他特異な要因からする大きな異常はないものと思われる。

(4) 井上清『日本の軍国主義』II、一七三頁以下参照。

第一章 農業保護関税の成立と展開

第一節 輸入米税と戦後経営

日露戦争の戦費は大部分公債によつたが、増税もその一部をなしていた。二次にわたる非常特別税がそれであり、予算額合計二億二六七万円に達した。それは各種税率の引上げ、新税設置を内容としたが、最大のものは地租増徴であり、第一次で三八・四%、第二次で二五・三%を占めていた。⁽¹⁾地租増徴は戦前から企てられ、政府と議会の衝突の主因となつていたが、⁽²⁾戦時議會たる二〇、二二議會において「挙国一致」のスローガンの下に一挙に成立したのである。⁽³⁾しかし地主負担の増加に代るべき対価は、第二次非常特別税のなかに米穀輸入税の新設として用意されていた。従価一割五分の輸入税は、漸く増大し、ことに戦時消費により急増した外米の価格を引上げることにより、米価を維

持し地租増徴による地主負担を軽減せんとしたのである。それ故に輸入税は少量の関税収入を指すと共に、より本質的には消費者負担による地主保護を目的としていた。⁽⁴⁾しかし根本的理由が戦時財政にある以上、それは財政関税といわるべきものであつた。実施期日が三八年七月であつたから實際上問題は戦後に持越された。

非常特別税はその名も示す通り戦時のみのものとして戦後一カ年以内に廃止される約束であつた。しかし三八年末桂内閣総辞職のあとをうけた西園寺内閣は、前内閣の方針を引きついで第二二議会にのぞむとこの非常特別税の継続を企だてた。それはこの一部たる米穀輸入税の存続をも意味していた。折から三八年は東北の大凶作にあたり、東北農村の悲惨な飢饉状態の報道が世間の耳目を集めていた。しかも米価は外米輸入の盛行と、前年度における豊作と大輸入による持越米豊富の予想にもかかわらず、七月から上昇を続け十月十四円台に達し、十二月にこれをやや割つたが一月には又十四円台を回復する状況であつた。実施されたばかりの輸入米税の存廃問題はかかる背景の上に注目を集めた。論議は主として学者、ジャーナリズムによつて行われた。⁽⁵⁾

輸入米税存続への賛成論と反対論は、主として農本論と商工立国論と当時呼ばれた立場にその論拠を求めていた。

横井時敬博士を代表とする農本論は、農業を商工業、国家の基礎と考へ、国家を健全なものたらしめるために農業を保護すべきであるという主張であつた。しかしそれは単に日本を農業国に止めようとするのではなく、工業の必要を認めた上で、「一国の産業の調和的発達をなすを以て我国民経済の方針となさん」⁽⁶⁾がために、劣勢産業たる農業の保護を説くのである。調和的発達は国内市場維持と社会的道德的国防的理由により必要なのである。そして農本論において国内市場はすぐれて地代を意味し、⁽⁷⁾農業は土地所有として把握された。それ故に横井博士が後に明言したように農本論者は「何よりも地主の味方であり」⁽⁷⁾農業保護は地主的土地所有保護につながつていた。

農本論がいわばドイツを理想としていたのに対し、福田徳三博士を代表とする商工立国論は、イギリス資本主義のあり方に自らの理想を見出していた。イギリスと類似した地理的条件を持つ日本も、商工業を立国の基礎にしなければならぬ。何故なら「土地を労働の機会として見るに過ぎない。即ち土地と自分の労働を結合して自分がそれで食つて行ければそれで宜しい^(B)」としているような日本農業は、営利ではなくそこでは労働の値は無視されている。労働が富の源泉である以上、「大国を支えて行く」には、労働力がより有効な工業に移らなければならない。労働力、資本の合理的配分のための基準は営利であり、営利を媒介とする調和こそ真の調和であつた。商工立国論者の見地は利潤であり、その実現は広く世界市場に求められた。外国貿易に依存する工業国が彼等の要求であり、それ故に産業資本の、ことに輸出産業の利益を代表した。⁽⁹⁾

右の如き内容からして、農本論と商工立国論の対立は、直ちにマルサス・リカアド、ワグナー・ブレンターノ論争を想起せしめるであろう。事実両者はそれぞれその理論の拠り所をヨーロッパの先輩に求めていたのであつた。しかし理論の借用を可能にし、又必要にしたのはいうまでもなく明治三九年における日本資本主義の現実であり、その共通性であつた。それ故に輸入米税の存廃を論ずる限り、この両者はそれぞれ借り物のワグナー理論やマンチェスター主義を、具体的な日本の現実にかかわらしめて主張しなければならぬ。

農本論が関税存続のために取り上げた現実的理由は次の三つであつた。第一に財政の必要が地主に過重な負担（非常特別税）を強いている現在、関税による米価下落の防止は公平を期するために当然のことであり、しかも関税収入は財政を助けるのである。第二に現在の農村の疲弊は低米価に堪え得ない。農村の疲弊は即ち日本の「強兵」の源泉を涸らすであろう。第三に食糧の海外依存は国防上危険である。それ故に関税によつて米価を維持し、地主負担を緩

和すると共に、農村の疲弊を防ぎ強兵を保ち、食糧の自給をはからねばならぬのである。一方商工立国論はこれに對し主張した。第一に朝鮮の開発は重要であるが、その開発とは先ず米作の改良発達であり、その米の輸入と日本工業製品の朝鮮への輸出でなければならぬ。米輸入税はこの朝鮮開発と矛盾する。第二に「強兵」のためには「富国」¹¹⁾ 商工業發達が先決であるが高米価はそれを妨げる。第三に国防上食糧独立より重要なのは「武器の獨立」である。財政の必要と朝鮮開發が戦後日本の直面した課題であつたなら「富国」と「強兵」をめぐる対立はすぐれて日本資本主義の矛盾を表現した。そしてそれらの課題は「戦後経営」と呼ばれた当時のスローガンに一括され、それらの矛盾はその「経営」の方式をめぐる対立として示されたのである。

日露戦争は一七億一六四万円の戦費の撤布によつて日本資本主義を躍進させた。發展はとくに重工業¹⁰⁾ 生産手段部門に著しかつた。それ故にこの時期は日本における産業資本確立期と規定されるのである。しかし原始蓄積の不完全さの故に広汎に前期的諸關係を残せしめ、又それに依存して生長した日本資本主義は、この産業資本確立期をも畸型的にしか完成出来なかつた。即ち消費資料生産部門と生産手段生産部門との間に存すべき体系的連關の欠除にそれは現われた。日本工業に大きな比重を占める紡績業は、その目覚ましい發展と比較的自由競争が行われたことから産業資本の代表と見なされたが、その發展の基礎を半封建的農業構造よりくる低労賃においていた故に、未だ労働手段を外国に依存し国内での生産の要求を有しなかつた。一方重工業においては八幡製鉄に示されるような官営工場が依然大きな位置を占め、漸く民間企業として發達したものにおいても、造船・電氣・機械・車輛等の原動機製造工業に中心がおかれ、政府の国防的見地からする保護育成に頼つていた。そしてこれら大資本に下には、農村に寄生する前期的な中小資本（問屋制資本による織物業を典型とす）の広汎な存在が見られた。それ故に古典的には平均利潤率を経

濟的表現とする均質的平面的構造たるべき産業資本主義は、日本においては異質的重層的構造をもつていたのである。

かかる資本主義の構造の上に戦後経営は企だてられた。戦後経営の内容は、外においては新たに獲得された植民地を中心とするその確保、開発であり、内においては軍備充実・重工業育成・航路拡張・鉄道其他交通設備整備・金融機関整備等であつた。なかんづく重点は植民地開発におかれた。開発は安い重工業原料の供給と工業製品市場拡大のために要求された。前者は勿論重工業育成のためであり、後者は主として紡績資本の必要に基づいた。戦時中、軍需により発展した紡績会社の織布兼営は、紡績業をして戦後その綿布のはけ口を満鮮への輸出に求めさせた。⁽¹²⁾この輸出の見返りには前記重工業原料であると共に、朝鮮においては米こそ最大のものであつた。前述の商工立国論の朝鮮開発とはこのことであつた。同時にそれは単に輸出市場のみならず、日本資本主義年来の要求たる安価な米の供給を意味していた。

植民地開発を含む戦後経営は、日本経済の調達力を超える膨大な資本を必要とした。残された途は国家信用による外資導入であつた。信用を得るには国家財政の「鞏固」⁽¹³⁾が必要である。農本論が指摘した「財政の必要」とはこのことに他ならない。戦費の半分近くを外債によつたため、既に莫大な外債を持つ日本が、その上に新たな外資を求めるには余程の信用を得なければならぬ。政府の政策は一貫してこの点に向けられた。⁽¹⁴⁾その中心をなすものこそ前記非常特別税継続案と、同時に提出された国債整理基金特別会計法案とであつた。

板谷蔵相は三十九年一月二五日衆議院本会議において説明した、「戦時税（非常特別税）を継続して永久財源の不足を補つて歳計を裕かならしめ、又別に公債整理の方法を確実にして、内外の信用を厚うする此の二つの事は此度の財政

計画に於きましては最も大切なことに屬する……」⁽¹⁵⁾。しかしこの基金法の目的は単に利払を確実にし、三八年間に現在の国債を償却しようという遠大な公債整理計画ではなかつた。特別会計によつて整理への誠意を示し、それによつて「内外の信用」を高めることに真のねらいが置かれていた。⁽¹⁶⁾そして高められた信用による新しい外債の導入が政府の持つ戦後経営の方針であつた。非常特別税は財政の鞏固のために必要であり、この基金の財源としてその役割を持つのである。それ故に「此の二つの事は此度の財政計画に於いて」「最も大切であり」一括上程され同一委員会に附託せられたのである。戦時財政の一翼を担つた非常特別税は今や戦後経営の基抵となつた。

非常特別税の主要部分は前述の如く地租であつた。地租増徴の対価として米穀輸入税が特別税のなかに設置されたなら、特別税継続と共に輸入税も又存続されねばならぬ。板谷藏相は戦時における輸入税設置の理由を地租への対価として説明した後、「それは今日に於ても変つたことは無いと思う」⁽¹⁷⁾と輸入税存続の意義を明らかにした。非常特別税継続案と国債整理基金特別会計法案は政友会其他の支持の下に第二二議會を通過成立した。しかし米穀輸入税は同議會で更に転換する。前記の如く戦後経営の中心の一つは国内工業（主として重工業）の保護育成であつたが、政府はそのために関稅定率法の改正案を第二二議會に提出した。これは漸く関稅自主權を獲得しつつあつた日本の実施した最初の本格的な工業保護関稅であつた。しかし政府原案はこの定率法から米穀を除外してゐた。米穀については非常特別税がある以上必要がないからであると政府は説明した。更に若槻大藏次官は質問に答えて「穀物は国民の生活品であるから無税（定率法では）」⁽¹⁸⁾としたと述べた。非常特別税はいずれ廃止さるべきものであつたから、恒久的な保護関稅としてなら定率法に加えられるべきものである。だから政府少くとも大藏当局は特別税中の米穀輸入税を、関稅收入と地租増徴の代價としての一時的な財政的なもの、それ故に財政関稅と考へてゐることが暗示された。⁽¹⁹⁾しかし一

方農商務省が「農業保護」として関税を考えていることは、酒匂農務局長の明白な農本論に示されて⁽²⁰⁾いた。この当局における食い違ひはこの輸入税のあいまいな性格をあらわすものであつた。だが政友会を中心とする与党は原案を修正し関稅定率法に米叔を加えてそれを通過させた。この背後には全国農事会の運動があつた。⁽²¹⁾ここに米叔輸入税は從價一割五分から從量税百斤六四錢になり、又農業保護関税の性格をより明確にするのである。(この実施は三十九年十月からであつたから、九月迄は継続された非常特別税により課税され、十月の実施と共に特別税中の輸入税は廢され定率法に切換へられた。なお税率は両者に実質的な差はない。)

しかしこの変化はこの関税の本質が地主保護であることを変えなかつた。そして「財政の必要」による限りなお財政関税の色彩を脱しなかつた。前述の如く戦後経営という日本資本主義の必要と、そのための外資導入の構想の上この輸入米税は位置づけられていたから、関税存続は単に農本論の勝利を意味しなかつた。「財政の必要」と「朝鮮開發」という両者の主張が政府の戦後経営方式のうちに結合したことが示すように、資本と地主の当面の利害は輸入税存続のなかに一致し妥協し合つたのである。⁽²²⁾

しかし政府の方針は前述の如き、日本資本主義の異質的構造のために、全資本を満足させはしなかつた。非常特別税、国債整理基金、全般的保護関税等による戦後経営方式は、何よりも重工業の利益を、又国債價格の維持と利払安定により国内におけるその最大の所有者たる大銀行資本の利益を意味していた。一方には輸入米税に示されたような商工立国論に抱える反対が、商業会議所を中心とする資本によつて戦後経営方式に対して向けられていた。全国商業会議所聯合会は、三十八年十月次の決議によつてその意向を表明した。「国家は一に力を兵備の整頓擴張に偏用せず、生産に貿易に交通に金融に、専ら意を我經濟利益の増進上に傾注し、就中新領土及滿韓に於ける各種利源の開發に努力し

以て毫も違算なきを期せざる可からず、即ち政府は行政財政の許す限り内外に對し十分力を生産的事業の整備發達に
尽し以て国先ず能く富み而して後兵も亦強きの域に達せしむるを計らざるべからざるなり⁽²³⁾。彼等は植民地開發を含
む「生産的事業」に、又そのための財政支出に反對なのではなく、健全な行政の許す範圍でそれを行うべきであり
重税や「借金政策」などによつてはならない、⁽²⁴⁾ということを主張する。民力休養⁽²⁴⁾富国の基礎に立つ眞の「財政の鞏
固」の後に、はじめて外資、軍備充実等が考えらるべきであつた。これらの反對は輸出産業や織物業を中心とする中
小資本の声であつた。一方紡績資本は滿鮮支の市場において英米資本との激しい競争に直面して、低賃賃—低米価に
最大の關心を持ち、又国内市場において増税⁽²⁵⁾（ことに織物消費税）、其他財政の圧迫が綿米需要を減退させることに危
惧を抱いていた。そして国内消費に依存する中小資本は、増税の重圧を最も感じ恐れていたからである。

この主張は又第二二議會における野党の政府反對の論旨であつた。輸入米税が戦後経営の一環として位置づけられ
ていたから、議會における論議は、輸入米税を、更に非常特別税をとびこえて、戦後経営の政府方式の中核たる国債
整理基金法に集中された。輸入米税問題は、財政問題のかけにかくれ未だ重要な政治問題としては登場していなかつ
た。しかし東京商業會議所の米穀輸入税反対決議や、学者、ジャーナリズムの論議が示すように、それがやがて重要
な政治問題として議會の主舞台に現われることは必至であつた。四十年代の危機と戦後経営方式の破綻がそれを促が
した。

註(1) 藤田武夫『日本資本主義と財政』下、一〇、二八頁参照。

(2) 信夫清三郎『大正政治史』第一卷、七二頁以下参照。

(3) この時も衆議院は地租を中心に政府案を六百万円削減した。

(4) 乗竹幸太郎氏はこの輸入税を「収入を目的とせしよりは、寧ろ之に依て地主の利益を保護せんと期した」ものと述べて

いる（『東京経済雑誌』五二巻、一三二二号、一頁）。又議会で「農業保護」として受けつたものもある。関税収入は三八年度一五二万二千円、三九年度三八〇万五千円と見積もられた。

(5) 論議の代表的なものは経済学協会例会における討論であつた（菊地茂編『輸入米稅存陸論』所収）。農本論、商工立國論の論旨はこれによる。両論は必ずしも厳密に単一の言説ではない。又時代により變化した。ただその基本的な考え方、態度は一致し、以後大正期を通じて対立する考え方としてこのように呼ばれたのである。それは多くは学者、評論家の言にあらわれたが、一部の政治家も自からその主張に拠つた。関稅論争は後四一年、社会政策学会第二回大会で行なわれたものが有名であるが、メンバーも内容もこの経済学協会の時と変りはないから取り上げないことにする。

(6) 菊地「前掲書」九頁、桑田熊蔵博士演說中。

(7) 横井時敬「農会について」（『帝國農會報』四の五所収一頁）。

(8) 菊地「前掲書」一一九頁、福田博士の言。

(9) 商工立國論は何よりも「輸入」されたマンチェスター主義（但し完全な自由貿易論ではない）であつたから、論者は必ずしも日本産業資本の現実的なイデオログたり得なかつた。彼等は現実から理論を作り上げたのでなく、理論に沿つて現実を理解しようとした。それ故に現実は部分的に取り上げられ、又その限りで日本産業資本のイデオログたり得たといえよう。その点は農本論にも或る程度いえたが、前者に比してはるかに現実の地主のイデオロギーであつた。

(10) 山田盛太郎「日本資本主義分析」、一一頁参照。

(11) 豊崎稔「日本機械工業の基礎構造」（改訂版）、二八頁以下参照。

(12) 三瓶孝子「日本綿業発達史」、一四二—一四三頁参照。

(13) 井上角五郎（政友会、北海道炭鉄汽船重役）は整理基金法賛成演說にいう。戦後経営には資本がいるが「元でなるものは如何にして生ずるかといへば、独り外国から借りるがために、政府の信用が入用なるのみならず、政府其もの財政の基礎が鞏固なり」といふ此大なる一つの木の下に吾々人民は始めて安心して事業に着手することが出来るのである」（『大日本帝國議會誌』第六卷）。

(14) 工場抵当法、鐵道國有の理由の一つは外資への担保のためであつた。

(15) 『議會誌』第六卷、七三三頁。

- (16) 与党領袖大岡育造の基金法賛成演説参照（『議會誌』第六卷）。
- (17) 菊地『前掲書』一三五頁。
- (18) 『衆議院委員會議録』第二二回開稅定率法改正法律案委員會（三九年三月八日）。
- (19) 大蔵省の意向は、定率法では無稅としておき、二年後に予定されていた稅制整理の際に、非常特別稅整理と相対して本格的な輸入米稅存廢を決定しようというものであつた。（『東京經濟雜誌』五三卷、一三三〇号四頁参照）。
- (20) 菊地『前掲書』所収。
- (21) 『中央農事報』九三号一四頁参照、戰時中の設置も又全國農事会の「調査尽力の結果」という。
- (22) 三井銀行の波多野承五郎は、重工業育成の立場から一般保護關稅を強調し、農業保護も「強兵」のために必要と論じている（『戰後經營論』『東京經濟雜誌』五二卷、一三一一号一七～八頁）。
- なお氏は後に大農機械經營による米生産費低下論を唱えている所から見て、農本論者ではないようである。
- (23) 『東京經濟雜誌』五二卷、一三〇七号三三頁。
- (24) たとえば大石正巳の整理基金反對演説を見よ（『議會誌』第六卷、七五二～四頁）。
- (25) 大日本紡績聯合会「綿布稅反對意見參考書」参照（三瓶『前掲書』一三二～三頁）。

第二節 危機と農業保護關稅の展開

戦後の好況は戦費、戦後經營費等政府資金撤布、外資流入がもたらした通貨膨張と物価騰貴の上にきずかれていたが、かかる財政支出は利潤増大、生産力發展を促がした反面、増稅による大衆購買力の相対的減少をも結果し、戦勝による植民地、中国市場の拡大がこの国内市場の相対的縮小を或程度おぎなつたにしても、生産力と消費力の矛盾を埋めるには到らなかつた。⁽¹⁾必然的な恐慌は四〇年十月のニューヨーク市場のパニックを契機として引き起された。戦後經營の構想は早くも世界恐慌によつて破綻した。日本資本主義にとつてそれは単なる恐慌ではなく、累積された特

殊な矛盾の爆發を生み、以後第一次大戦にいたる「暗黒時代」の開始となつた。恐慌にもかかわらず財政は軍事費を中心に膨張を続けた。⁽²⁾経費増加に対応する消費税中心の増税が四一年度に企てられた。それは一層大衆購買力を圧迫するものであつた。

三八年戦後経営方式に向けられた商業會議所連合会の反対は、今や広汎な資本家団体の主張となり、財政政策への反対運動はかつてない激しきで展開された。四一年二月の全国実業組合大会決議は、増税に賛成する代議士は将来選挙しない、と宣言し議會へ圧力をかけた。⁽³⁾最も激烈だつた織物業者による織物消費税廃止運動には、紡績資本も同調した。⁽⁴⁾かかる資本の要求は議會における野党の三税廃止運動となつた。銀行資本も財政に危険を見出した。戦後残された約二億の国債は、整理基金にもかかわらず増加をつづけた。⁽⁵⁾しかも四一年度予算には更に四千万円の外債が計上されていたが、世界恐慌により不可能となつた。歳計の均衡は困難となり、国債償還も行詰つた。資金需要切迫と国債市価下落に苦しむ金融界の圧力は、ついに西園寺内閣を総辭職に追い込んだ。⁽⁶⁾日露戦を通じて成長した資本の経済的實力は、この四十年代の危機に社会的政治的にこころみられた。それは資本の異質的構成のために全面的な一致した力となり得ず、又その性格は妥協的であつたが、なお「ブルジョアのな力」としてこの時期の政治的動搖の背景を貫くものであつた。

資本勢力の上昇の反面は、地主の政治的経済的勢力の低下に他ならない。第四表に示すように衆議院における地主（農業）勢力は、商工業、会社員といつた実業家の増加に比して相対的絶對的に減少傾向にあつた。数においてなお他を圧していたが、過半数を制してはいなかつた。政党や議會を牛耳るものは弁護士、ジャーナリスト、無職に類別される議員であり、彼等や政党は、制限選挙制下に郡部として選挙区の大半を制する地主の票をあてにしなければな

第4表 衆議院議員職業別

選挙	農 業	商 業	工 業	釀 造 業	医 藥 業	銀 行 業	著 述 業	新 聞 記 者	弁 護 士	官 公 吏	其 他	無 職	合 計
第1回(明23. 7.)	129	19	3	0	3	11	9	20	12	20	74	300	
第4回(明27. 9.)	155	29	3	0	1	11	12	21	6	0	62	300	
第7回(明35. 8.10)	120	33	9	7	10	29	11	51	10	18	78	376	
第9回(明37. 3. 1)	129	39	3	5	3	30	18	59	5	14	74	379	
第10回(明41. 5.15)	105	33	6	1	7	27	18	64	8	22	88	379	
第11回(明45. 5.14)	80	16	13	5	6	72	22	61	12	18	76	381	

食糧政策の成立過程

備考：『衆議院要覧』乙(昭11)による。

らぬ限りにおいて制約されていたに過ぎない。資本の金力がいつ政党や議員を動かすかわからなかつた。地主の憤懣は派手な商業会議所の運動に向けられた。四一年二月、衆院における丸山嵯峨一郎(政友)の「商業会議所に関する質問」にそれは表明された。彼は会議所の最近の政治運動は法規を逸脱していると断じ、政府に会議所廃止断行の意思の有無をただした後、商業会議所は商業の負担には一切反対するが「彼等は平生地租は確実である……良税である」と云うことを主張して居る、其の結果として今日増税の負担を受くべき其重荷は之を移して農民に加えようと云うところの野心があるのである」とし、かくの如くなら農民も「奮然立つて己の敵たる商業会議所に対して、戦をなすようになる、是が吾々の将来危険を胎胎して居ると云う所以である」と結んだ。地主の運動は農会を拠点として、補助金に制約されていたため農会幹部と政党との取引を中心に潜行的に行われた。農会の別働隊といわれた農政研究会は既に四〇年三月、両院議員間に「非政社倶楽部」として組織されていた。

第二四議会は五月の総選挙を前にして、選挙目当ての議員の活動が目立つた。三税撤廃要求と地租軽減要求が、資本と地主の利害を反映して対立した。商業会議所其他の実業団体による資本と、農会を中心とする地主の、財政をめぐる負担の転嫁運動は、以後この時代を貫く特色をなすものであつた。対立は

第5表 米価月別変動表(1)
(東京、標準中米一石礎)

年	月	価	格
明治39年平均			円 16.48
40年		〃	15.94
41年	1月		15.41
	2月		15.76
	3月		15.71
	4月		16.01
	5月		16.04
	6月		16.59
	7月		17.11
	8月		17.20
	9月		16.61
	10月		15.74
	11月		15.17
	12月		13.89
41年平均			15.94
42年	1月		13.83
	2月		13.75
	3月		13.66
	4月		13.57

(備考) 農商務省食糧局『米穀統計(日本ノ部)』p.28。

米穀関税をめぐつても、より鋭く現われた。米価は財政を媒介としてではなく、直接に両者を對せしめる。

恐慌は米価を下落させた。四〇年九月には十八円に迫つた米価は四二年一月には十三円台に転落した(第五表参照)。関税引上の要求は地主側から提起された。四二年三月二五議會には、二つの関

あり、千田軍之助(政友)外六名提出案は米及粃の関税を每百斤六四錢から一円五十錢(其他麦類穀粉類の増率を含む)に引上げようとするものであり、藤井善助(憲政本党)外一名提出のそれは米と粃を分離して白米を百斤一円に、玄米粃を現行通り六四錢としようとするものであつた。前者の提案理由は次のように説明された。「農家の有様を観察すると十数年前と比して肥料、農業労賃共に二倍になつてゐるが米価は變つていないのである。何故米価が上らないか、それは外米、朝鮮米の輸入のためである。しかるに土地への税は重いというのが現状である。「今日我國の国民中斯の如き苛税重斂を負担して居るところのものは農民を措いてはなし……そこで之をして相当の収益あらしめないと云ふことは、単り農家の發達を害するのみならず国家經濟の全体を害するのである」。後者の提案理由は未製品と既製品は分離すべきであり現在白米のみ輸入しているから、これより玄米を輸入して日本で精白せよ、ということに尽きた。しかしこれが結局は引上げになることは明らかであつた。二案は一括して委員会に附され、委員会はこれを

一案に整理して可決本會議にまわした。整理された案は白米については毎百斤一円五〇銭、玄米其の他を毎百斤一円とするものであつた。四二年三月十六日の第一議會議は賛成派と反対派の激しい論戦の末、「未曾有の大紛擾を惹起し」⁽¹⁰⁾更に十八日に持越されるといふ異例の結果をもたらした。討論に立つた議員は賛成者では政友会の郡部選出議員を中心とし、反対者では野党の市部選出議員を主とした。

賛成論の骨子は前述の千田軍之助の提案理由に示されていた。「農民」の負担の苛重をとくことは輸入米税成立以來の保護論の常道であつたが、ここにおける理由の重点が農家経営の困難に、低収益におかれていることは新らしい論拠であつた。かかる農民の利益の主張は吉植庄一郎（政友）の賛成論をも貫いていた。彼は日本の農民が「アメリカの牛よりも……過大なる労働を為して居る」ことを訴え、農民のこの状態においては「僅に習慣の惰力に於て日本の農業なるものが維持せられて居るのである……斯の如き実況を考え来つたならば、……社会問題としても劣悪なる状態より日本の農民を救出して、日本の農業状態の改善を図ると云うことは洵に国家の問題である……」⁽¹¹⁾と農業保護を力説する。保護論における「農民保護」の主旨は、保護関税が地主保護にすぎないという商工立国論側の反撃に対して、「斯の如き問題は決して大地主、地主を肥やす問題ではなくて、日本の農業的労働者の労働を高める問題である」⁽¹²⁾といわんがためであつた。勿論農業的労働者なる表現は農業プロレタリアを意味するものではなく、労働する小農民とその収益を意味していた。しかし西村丹治郎（又新会）が指摘する様に「多数の農民はどうであるか、小作人或は僅かな田地を作つて居る所の自作人、是等の者はどうである、決して米を売るなどの余裕がないのである。」⁽¹³⁾現物高額小作料の収奪下にある小作農又は自作小農は、産米の大部分を小作米にとられ又は自家消費し、たとえ出来秋に少量を販売し得たとしても端境期に高い米を買わねばならぬ存在であつた。それ故に地主が米価について同盟しう

る「農民」は上中層自作農以外にはない。かれらは又「小地主」として土地所有に共通の屬性を持つていた。地主はその農業保護論を「農村の中堅たる」自作農保護論として展開し始める。地主は自らの利益を自作農を楯として主張する。

反対論は依然として商工立国論に立つていたが一般労働者を無視しなかつた。淺野陽吉(又新会)は反対論の冒頭に、「一般消費者の点より見れば本案は生活難の問題である……月給取、一般労働に依つて衣食する所の職工の如きものに向つての即ち征伐案である」と論じ、「而して貿易の上に於ては輸入促進案、正貨流出の促進案と云ふことになる」とし、「吾々は農業商業者、工業者其他一般労働者の利益を犠牲として此の国は地主を保護しなければならぬのであるか」⁽¹⁴⁾と痛烈に非難した。彼の反対論は輸出工業の見地に立つていた。それ故に工業製品市場として食糧供給地としての朝鮮開発を関税は妨げるのである。国内市場が農民の購買力によるといふのは正しいが、「我国現在の国富策は独り内地の購買力位に依頼して宜いときでございませうか……広く海外の市場を相手として……即ち輸出を増進して国の富を⁽¹⁵⁾図るべき時期である」。米価が騰貴すれば景気がよくなるという保護論の主張は「天保時代以前の考である」。現在の景気は第一に貿易の趨勢、第二に銀貨相場、第三に銅相場、第四に生米輸出、第五に金融の状況によるのである。要するに輸出の如何にかかつているのである。そしてこの主張は単に信念や理論ではなく、現実に昨⁽¹⁶⁾年来の銀暴落に日清貿易は阻害され「紡績業者其他对清貿易業者それがため泣いて居る」のであつた。

関稅定率法改正案は衆議院の過半数を占める政友会の支持によつて通過し貴族院に送付された。しかしその時は既に三月二日であり二四日に第二五議會は閉会した。当然法案は貴族院で審議未了にほおむられた。関稅引上に対する桂内閣の態度は反対であつた。若槻大藏次官が貴族院で明らかにしたところによると、反対理由は次の如くであつ

た。米価を上げて農民購買力を増し景気をよくするという趣旨には反対する訳はないが、豊作で内地米が十分である時は関税を上げて米価を高める効力が少なく、不作で外米を入れねばならぬ時には高関税は効力が強い。「それがために起ります種々な現象と云うものは余ほど考慮を加えなければならぬ」⁽¹⁷⁾からである。ここに示された政府の反対理由は不作の際において高関税が一層米価を高め、それにより起る「種々な現象」への考慮を主としていた。いづれにせよ政府は地主の要求するような高米価を望んでいなかった。

この討論の過程において主として主張された論拠は、保護論においては農民の強度の労働にもかかわらず低い報酬であり生活であつた。そして、論者においては原因は米価の相対的な低さ、負担の重さに求められた。それ故に関税を引上げて小地主たる農民自作農を保護せねばならないのである。いうまでもなく悲惨な労働と生活の最たるものは小作農であつた。農民の悲惨を説いてその主因たる地主制＝高額小作料を無視し、低米価に理由を求めることは矛盾であつた。米価に最大利害を持ち、地租負担を感じる地主こそが彼等が保護せんとする対象であることは明かであつた。しかし彼等が且つて横井博士がのべたように地主負担への公平として関税をはつきりと要求せず、農民保護のみを直接に掲げるようになったことは、単に「地主保護」という攻撃をさけるためばかりではなかつた。農民の悲惨は彼等地主自体を脅威しつつあつたのである。『中央農事報』は四一年「地主の覚醒と産業組合」と題する一文を掲げて警鐘を鳴らした。「熟々今の時世を考へ将来を察するに、地主の地位は、時々刻々に危くなつて来た様である。各種事業の勃興は……農民をして歛を握つて載星踏月の苦を、潔しとせざるの感を誘導し、又社会主義とか云う思想も近年大分田舎に迄入り込んで来た」として、宮城県桃生郡九カ村の「小作人及労働者同盟会」の発生と拡大、それによる小作争議を事例としてあげた。⁽¹⁸⁾先駆的な小作争議は四十年代関西を中心として頻発する。⁽¹⁹⁾

一方反対論の中心が輸出産業の利益に貫かれたことは前述の如くであつたが、論者が真先に一般労働者の生活難の問題に言及したことは、資本が又そのなかに危機を見出ししていることを示した。商工立国論が反保護関税論を高米価＝高賃銀＝商工業發展阻害の論理によつて貫いている以上、生活難を論拠に加えることは矛盾であつた。何故なら米価騰貴分だけ賃銀が上るならば、米価騰貴が少くともより以上の生活難を引起す筈はない。又もしそれだけ賃銀が上らない即ち生活難加重であつたなら相対的な低賃銀であり、生活難の責任は直接には米価に比して低い賃銀に帰せらるべきものである。しかし彼等の言葉のなかからは決して労働者の生活難救済のために賃銀を引上げよという主張は見出せなかつた。それは彼等の見地が利潤である以上当然なことである。ただ彼等が高利潤のための関税反対の要求を労働者の生活難に拠らしたのは、その生活難に資本が見出したところのみずからの危機のためであつた。資本の發展が必然的に生み出す労働階級の生長は、この時期に足尾、別子暴動、先駆的な労働争議、日本社会党の結成等に示された。そしてかかる労働者の生活難は「社会問題」として前面に現われていた。

地主と資本が関税論争にそれぞれ「農民の悲惨」と「労働者の生活難」を引き出したのは、まず第一にこのような下からの危機の認識であつた。そしてその真因たる高率小作料と低賃賃を素通りして原因を一番に米価に關税に押しつけることによつて責任を回避すると共に、少くとも米価に關してはそれぞれ農民、労働者の味方、代表としてみずからを表現し危機を他に転嫁せんとしたのである。それ故に關税をめぐる地主と資本の対抗はすぐれて農村と都市の対立として表現された。両者の危機を登場せしめたものはいうまでもなく資本主義の發達と、それに伴う商品經濟の發展であつた。資本の集積は労働の集中であり、機械制工業の一般化、高度化は労働者の量的質的發展であり、この近代的労働者階級の形成が労働力再生産様式の変化を通して日本資本主義が拠つて立つ前期的資本労働關係を次第に

困難にし、それが資本にとつての危機として現われたならば、商品経済の農村への浸透が農家経済の貨幣化と商業的農業の展開による農民層の近代的分解を生み、半封建的な地主的土地所有の足下をゆすぶり地主制の危機をうながしたのである。この両者の危機の諸要因は同時に地主と資本の構造的結合の弱化として作用する。かくて両者の危機は別個のものではなく日本資本主義の体制的な危機であつた。地主と資本の対立はその結合の弱化の上に限定的に可能であり、危機の深化と共に米価を、関税をめぐつて激化するのである。

第6表 米価月別変動表(2)
(東京、標準中米一石建)

年	月	価格
明治41年平均		円 15.94
42年	5月	14.00
	6月	14.22
	7月	13.49
	8月	13.39
	9月	12.99
	10月	11.75
	11月	11.33
42年平均	12月	11.17
		13.14
43年	1月	11.21
	2月	11.71
	3月	12.19
	4月	12.64

備考 出所は前表と同じ

工業への保護強化のための税率の大幅引上を基調とした。しかし政府案は「米の輸入税に関しては最も慎重なる考慮」の結果「結局現状維持と云ふこと」⁽²⁰⁾になつていた。政友会の増率要求は当然衆議院における修正となつた。一方四二年九月二八日既に全国商業会議所連合大会は、関税改正に関する決議を行い米穀輸入税は無税とすべきことを決議していた。米穀輸入税をめぐる地主と資本の対立は再び議会に反映した。定率法改正案をめぐる論議の中心は米穀輸入税の増否であつた。貧民の生活資料への課税は最も残酷なりといつた早速整爾(又新会)や、地租が多少とも輕

四一年の豊作は依然として米価を下押した。四二年十二月にはその年の豊作予想について十一円十七銭となり、四三年に入つても十一円台を続けた(第六表参照)。二六議会には再び政友会の米穀関税増率要求が提起された。この議会の重要な議題の一つは、四四年の通商条約改正関税自主権の完成をひかえての関税定率法の全面的な改正であつた。「国内で発達する見込ある物品製品に保護を加える」という査定方針にもとづいた政府提出案は、幼稚

減した現在この税は廃すべしと主張した石橋為之助⁽²²⁾（又新会）等の少数派の撤廢論は、政友会の多数の前には無力であつた。委員会は税率を六四銭から一円に引上げ、更に新たに第六条として「米及穀ノ輸入税ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ毎百斤六四銭ヲ限度トシテ低減スルコトヲ得」という規定をつけ加えて可決、この修正案は衆議院を通過して貴族院に送られた。衆議院の改正は他にも広汎にわたつたが、政府はこのうち米・藍・マツチ原料（重クロム酸カリ）の三品の増率について反対した。更に小村外相は増率のみならず第六条（勅令による輕減）にも原則的に反対を表明し、輕減限度の指定があることに一層養成し難いと述べた。論議は第六条をめぐる憲法論にまで發展した。桂内閣は超然主義を唱える官僚内閣であつたが、政党に基礎を置かない政府は何事もなし得ない以上、絶対多数党たる政友会を無視出来なかつた。政府と政友会の接近は既に二五議會当時の桂首相と西園寺政友会總裁との「提携」として実現していた。政府は常に政友会との裏面的談合によつて妥協点を見出すべく努力した。関稅定率法改正をめぐる両者の対立を調整すべき努力もなされた。三月五日委員会決定を前にして小村外相等政府首脳と政友会院内総務（原敬・松田正久）との会合において政府側は前記の三品税率について政友会側の協調を求めた。原・松田は到底不可能とつづけねた。⁽²⁴⁾しかし外相と政友会委員との相談の結果、政友会修正案二割五分（一円）と政府原案一割五分（六四銭）との中間二割に妥協点が見出された。しかし松田正久の工作によつて再び妥協が排除され、前述の如く政友会案が衆議院を通過したのである。⁽²⁵⁾関稅反對論者の希望は皮肉にも貴族院にかけられた。⁽²⁶⁾貴族院は委員会において衆議院の米・藍・石ケン原料・マツチ原料の四品増率の修正をいずれも否決し、政府原案を復活して本會議で可決した。米輸入税の政友会案に対する貴院の反対は、第六条については、凶作の場合の如きは緊急勅令による減免が行わべきであり、又無税にすべきであることを最低限度をきめておくのは有害であり、増率については下級人民に苦痛を

あたえるから農業保護は他の方法によるべきであるという理由によつた。⁽²⁷⁾貴院の再修正によつて直ちに両院協議会が開かれた。協議会の衆院側委員は他党の多数党横暴の非難を押し切つて全部政友会議員によつて占められた。それ故に衆議院側の態度は米輸入税に關しては強硬であつた。協議会においては米・藍については衆議院の、他は貴族院の主張をとつて妥協が成立した。政友会は自己の案の實質をかちとつた。ただ勅令による低減限度は六四銭から四十銭に下げられた。ここに税率毎百斤一円、勅令による低減限度四十銭という米穀関税改正案は成立した。ただし実施は四年七月とされた。

この米穀関税は税率に多少の変動があつても、以後の関税の原型となつたものであつた。二二議會のそれが政府の意図に反して定率法に移つされたにしても、「財政の必要」を担う限り未だ財政関税の色彩を脱しなかつたのに比しこの二六議會における増率は同議會において少いながらも（八厘減）地租軽減が行われた際であり、地租負担への対価とはいえなかつた。反対論が指摘したように、これはもはや純然たる地主保護を、即ち地主的農業保護関税の成立を意味していた。二五、六議會を通じての租税問題をめぐる動きで注目さるべきことは、常に増率を要求していたのが政友会であり、政府の態度は一貫して増率反対、現状維持であり、貴族院がこの政府の方針に同調していることである。そして撤廃要求は、又新会・立憲国民党（四三年三月二日結成）の議員、特に都市選出議員から出された。

政友会は戦後党勢の拡張に努力を集中してゐた。その成果は第七表の通りであつた。政友会の二大理想は、第一に政權獲得、第二に議會に多数を制することであると評された。桂内閣への不即不離の態度もこのためであつた。⁽²⁸⁾政友会的地盤は周知の如く農村に地主層であつた。地盤拡大のためには地主の利益に沿つて行動しなければならぬ。この時期に地主層は、手作経営解体に中小地主寄生化による商人型巨大地主を頂点とする寄生地主制完成によつて、そ

第7表 政友会の膨脹

	立憲政友会	第二党	其の他	合計
第9回総選挙 (37. 3. 1)	134	(憲政本党) 104	141	379
第22議会 (38.12~39.3)	149	68	132	379
第24議会 (40.12~41.3)	180	87	111	378
第10回総選挙 (41. 5.15)	187	70	122	379
第25議会 (41.12~42.3)	193	65	121	379
第26議会 (42.12~43.3)	204	(立憲国民党) 92	83	379
第28議会 (44.12~45.3)	207	87	84	378
第11回総選挙 (45. 5.15)	211	95	75	381
第30議会 (大1.12~2.3)	188	(無所属団) 93	100	381

備考：林田亀太郎『日本政党史』下巻による。なお、30議会
の無所属団は同年末立憲同志会となる。

の関心を生産面より米の流通面にうつして(29)いた。彼の
の経済的基礎は、現物小作料でありその現金化であつ
た。米価はそれ故に最大の関心事となる。その利益を
政治的に守ろうとする時、農会を強化しなければなら
ない。農会法改正運動(30)は四三年帝国農会設置に実を結
んだ。地主の要求は地租軽減、輸入米税増率(30)に集中さ
れていたから、政友会もそれを自らの主張としなけれ
ばならなかつた。

桂内閣の反対態度は何故であつたか。吉植庄一郎に
よれば、内閣が「農民に冷淡」であるのは公債整理に
熱中し、そのために「中央都会に住んで居る銀行家、
実業家の欲心を買わなければならぬ(32)」からである。西
園寺内閣を倒した銀行資本の要求は、公債整理であつ

たから桂内閣もそれを使命としていた。整理は、低金利政策と償還によつて回復した市価の上に、五分利国債の四分
利借換として行われた。(33)。「銀行家の欲心」が必要たるのみならず、桂首相は「うなぎ会」によつて実業家に政策を相
談した。(33)同時に彼はかかる資本をバックとして政友会に対抗すべき新政党結成を夢見た。(34)。「農民に冷淡」だつたのは
不思議ではなかつた。そして貴族院は官僚内閣たる桂内閣に好意を寄せ、閣僚を送つていたから与党的であつたので

ある。

最後に野党の都市議員の反対は、理由が示すように何よりも輸出産業の見地に立ち、都市消費者の利益と結びつけて行われた。不況は紡績資本に最も痛手であった。特に銀貨下落による対清輸出の停滞が、好況時の増産の結果と相待つて過剰生産を生み、しかも綿糸下落に比して棉花下落が少く、労賃騰貴と相待つて生産費増加を来し、その利潤は減少を続けた。⁽³⁵⁾ 紡績業の苦境は四三年にどん底に達した(第八表参照)。反対論(商工立国論)が代表したものは、かかる紡績を中心とする輸出産業資本であったが、商業会議所聯合会の主要メンバーたる地方中小資本の苦境をも反映していた。前期的形態からようやく産業資本へ脱皮しつつあつた彼等は、織物消費税、營業稅等の重圧と国内市場の不況、更に大資本の競争の前に苦しんでいた。⁽³⁶⁾ 三税反対運動等に示された彼等の要求は、その農村との結合關係によつて、米価に關しては必しも同一であるとはいへなかつたが、産業資本に指導され税制其他を中心とする反政府、反政友会運動と結びつくとき、商業会議所聯合会としては米穀関稅撤廃という産業資本的な主張に統一され得たのである。桂内閣が抛らんとしたのはかかる中小資本ではなかつたことはいふ迄もない。政府と政友会の合作により二五議會を通過した「商業會議所法改正案」は、會議所の運動への懲罰を意味するものであつた。⁽³⁷⁾

危機はこのように米穀関稅をめぐる地主と資本の対立を生み出した。しかし同じ危機が資本主義に新しい様相を生み出させつつあつた。即ち独占の形成がこの時期に開始されるのである。それは最先進的な、最も産業資本的な紡績業において顕著に見られた。紡績業における資本の集中は、既に戦前に始まつていた。それは戦後恐慌の過程に促進され七大紡は大正元年に払込資本で五七%、錘数に於て七八%を占めるに到つた。独占は又この時期に長期にわたる操縦協定輸出カルテル結成にも現われた。同時に資本輸出は在華紡の發展として行われる。独占は製紙・肥料・石油⁽³⁸⁾

第8表 紡績会社累期營業成績表

		会社数	払込資本	当期純益金	利益率(払込資本に対し)	
			千円	千円	%	
明治	39年	上下	35	35,469	7,077	20.0
		上下	32	36,546	7,886	21.6
	40年	上下	35	50,932	8,649	17.0
		上下	27	52,754	7,690	14.6
	41年	上下	28	67,194	3,373	5.9
		上下	27	57,595	3,258	6.7
	42年	上下	27	58,041	4,529	7.8
		上下	27	62,759	4,652	7.4
	43年	上下	26	64,035	2,962	4.6
		上下	26	65,239	1,209	1.9
	44年	上下	24	61,542	3,890	6.4
		上下	25	63,409	3,870	6.2
大正	1年	上下	24	61,840	5,699	9.2
		上下	25	68,439	8,935	13.1
	2年	上下	26	75,222	9,634	12.7
		上下	33	83,817	9,491	11.3

備考：東洋経済新報社『明治大正国勢総覧』p. 609より引用計算。

等の産業にも見られた。一方最上部に立つ財閥諸資本は、この時期に一せいにその機構を近代化し、銀行を中心とする独占体への第一歩を踏み出す。⁽³⁹⁾そして最下層の中小資本の産業資本化と相待つて、日本産業資本主義を特長づける前期的色彩を帯びた三層構造は、そのまま独占段階のヒエラルヒーへ移行するのである。

(註) (1) 大内兵衛『日本財政論』(公債編)、一〇四〜五頁参照。

(2) 信夫『前掲書』一〇七頁参照。

(3) 実業之世界社『財界三十年譜』(上)、五頁、及び信夫『前掲書』参照。

(4) 『財界三十年譜』(上)、及び三瀬孝子『前掲書』。

(5) 大藏省『明治三七、八年役戦後財政整理報告』は第一期(四〇、四一年度)について、「仮令戦後の財政に於て緊縮節約を旨とすという、雖も自ら積極的施設に出たるもの多く、一面に於て、国債の整理償還を努むと云、雖も他の一面に於ては、或種の事業に關して公債財源に依頼するを免れざりき」二六〜七頁。これが国債整理と戦後経営の二面作戦であり、前節に指摘した方式を意味していた。更に「此の期に於ける歳計の特徴は其の経画積極的の傾向を存し多額の負債財源を予定したるに在りと雖も、其の實際の運用に至りては、負債の困難なるが為、其の経画に比して遙に

消極に傾けるもの多しとする」二六〇七頁。これは二面作戦の破綻であつた。

(6) 信夫『前掲書』一一〇―一二頁。

(7) 『議会議』第七卷、二八一―二頁。

(8) 四〇年の全国農事大会は、輸入米税については更めて決議の要なく「寧ろ機宜の処置を幹部に一任するの適切なるべきを思い、これを否決した」(『中央農事報』九三号一四頁)。四一年第一六回総会は「一層保護政策を採らんことを其筋に建議すること」を決議している(『農事報』四一年一月一八頁)。

(9) 『議会議』第七卷、九九八―九頁(四二年三月二日)。

(10) 『東京経済雑誌』五九卷、一四八二号七頁。

(11) 『議会議』第七卷、一一八四頁(四二年三月一八日)。

(12) 右同 九九九頁。

(13) 右同 九九九頁。

(14) 右同 一一七〇頁。

(15) 右同 一一七一頁。

(16) 右同 一一七一頁。

(17) 右同 七二三頁。

(18) 『中央農事報』九六号二六頁。要求は一、従來の小作米の一割以上を引下ぐるを以て目的とし、この目的を実行する事能わざる土地は断然返還する事等三項目。

(19) 栗原百寿『農業危機の成立と發展』上、五五―七頁参照。

(20) 『衆議院委員会議録』第二六回関稅定率法改正委員会一一頁。

(21) 『議会議』第七卷、一七八四頁。

(22) 右同 一七八六頁。

(23) この但書を加えさせたのは政友会の領袖たりし原敬であつた。彼は増率に余り賛成ではなかつた。それ故に凶作の場合に「軽減の方法を設け置くにあらざれば高税に同意せずと主張して此条を設けたるもの」であつた(『原敬日記』四卷、

三二四頁)。政友会の関税増率論は必らずしも全政友会議員のものではなかつたが、「農民保護論者」が会を引きつづけたのである。

(24) 『原敬日記』四卷、二八〇九頁参照。

(25) 右同四卷、三〇〇一頁。

(26) 『東京経済雑誌』六一卷、一五三三号六頁「関税問題に関し貴族院に望む」を見よ。

(27) 四三年三月一八日貴族院本会議における黒田長成委員長の報告(『議會誌』七卷、一四七七頁)。

(28) 安達謙蔵「政友会の二大理想」参照(『太陽』一六の四、一〇一頁)。

(29) 産業組合、米穀検査、取引所、鉄道誘置運動等がそれである。

(30) 栗原百寿「農業団体に生きた人々」九九一〇〇頁。

(31) 二六議會に出された「地租軽減請願」は衆院で七七件、貴院で四二件に達した。

なお、松田正久が二六議會に関税増率案で政府との妥協を排した背後には、「運動」があつた(『原敬日記』四卷、三〇〇一頁)。

(32) 『議會誌』第七卷、一七八五頁。

(33) 「うなぎ会」は桂首相と財界人との会合であつたが、財界人には武藤山治・和田豊治といつた紡績資本家がいたことが

注目される(若槻礼次郎「古風庵回顧録」一五八頁以下)。

(34) 『議會誌』第七卷、一七八五頁、吉植の指摘を見よ。又『原敬日記』三卷、二九六頁にも桂と豊川良平(三菱)の提携が述べられている。

(35) 『綿糸輸出奨励と操業短縮の経過』(『東洋経済新報』五二五号一七頁)参照。

(36) 賃織は四二年を頂点として衰退、それは同時に問屋制資本の衰退である(三瓶『前掲書』一四四一五頁)。

(37) 改正は会費強制徴収権条項の削除である。それはことに地方の會議所に痛手であつた(商業會議所聯合会『日本商業會議所の過去及現在』六〇頁)。又『原敬日記』三卷、二九六頁を見よ。

(38) 三瓶『前掲書』参照。

(39) 持株整理委員会『日本財閥とその解体』第一章参照。

第三節 農業保護関税の確立

関税問題は主として価格の問題としてあつかわれた。しかし勿論それは供給問題を内包しているのである。保護関税は直接米価を保護することによつて、生産関係を含む米作そのものを、内地米の供給を保護するのみならず、その供給増加をものはかろうとするものであつた。農本論の主張は常に内地米増産による「食糧の独立」を掲げていた。⁽¹⁾一方商工立国論の関税撤廃論は、一層安い外米への依存を、即ち食糧供給の海外依存を当然考えていたのである。内地米増産自給と外米輸入増加⁽²⁾海外依存の二方向は、二者択一的なものではなく、現実には両者が併用された。「食糧の独立」には必しも内地自給が必要ではない。即ち植民地を含めての自給でも差じつかえない。食糧自給は第一に軍事的理由、第二に国際收支の面から要求されたが、この両者は植民地米移入によつても達せられるからである。四三年の韓国併合は朝鮮をも完全な植民地とした。それ故に食糧自給においても方法は二つに別れる。内地米増産中心の方法は、技術的条件に大きな変化のない限り、生産費上昇により米価騰貴をもたらすし、生産費が保証される米価でない限り増産は不可能であろう。植民地米移入中心の方法は、第九表が示す如く安い米の供給を意味していたし、増産も内地より安い経費で可能であり、⁽²⁾相対的に安価な米の増産となる。前者は地主の利益であり、後者は資本の要求に沿つていた。

第一〇表に見る米穀需給は次のことを示している。内地自給度は第一期から第二期に急減しているが、第三期に再び上昇し第四期にやや低下している。第二期に輸入は絶対的相対的に急増し、この期の植民地を含む国内自給率は九一・九と前期九六・九%に比して、海外依存度が強まつているが、第三期以降は国内自給率は九七・五%、九八・四

第9表 神戸に於ける内外産米価格の比較（一石建）

年次 (各5カ年平均)	種類	内地玄米 (標準中米)	朝鮮玄米 (釜山三等上米)	台湾玄米 (台中米)
明治36~40年平均		円 13.71	円 12.17	円 (10.63)
明治41~45年平均		16.04	14.08	11.89
大正2~6年平均		16.90	14.81	12.42

備考：農商務省食糧局「前掲書」p.48による。カッコ内は三カ年(38~40年)平均。

第10表 米穀供給割合の変化（米穀年度）

年次 (各5カ年平均)	数量	産額 (各前年度)	輸入超 過額	・移入超過額		輸移入 超過計	消費 総額
				朝鮮 よ	台湾 よ		
明治31~35年(第1期)		千石 41,701	千石 1,330	千石 —	千石 42	千石 1,372	千石 43,074
同上百分比		96.8%	3.1%	—	0.1%	3.2%	100.0%
36~40年(第2期)		43,862	3,901	—	573	4,474	48,336
同上百分比		90.7	8.1	—	1.2	9.3	100.0
41~45年(第3期)		50,354	1,307	143	837	2,263	52,617
同上百分比		95.7	2.5	0.3	1.6	4.3	100.0
大正2~6年(第4期)		54,370	907	1,137	753	2,696	57,066
同上百分比		95.3	1.6	2.0	1.3	4.7	100.0

- 備考：(1) 明治41年以前の台湾移出額、樺太の移出額、再輸移出入額、朝鮮間外国米移出額は曆年調査に依る。再輸出入は輸出入として計算した。
 (2) *印の所は移入超過額に樺太への移出額を計上していないが、超過額合計にはそれを差引いてあるから、加算しても一致しない。
 (3) 食糧局「前掲書」p.20~22より計算作成。

%と増加しているのである。即ち結果的に見るなら第二期以降において、自給率は一般的に上昇し、ことに移入の絶対的相対的增加により国内自給率の増加の方向がとられたことになる。第三期における内地米増産が最も目立つものであった。植民地米依存度増加はより後の時期に明確となる。

かかる国内供給の増加を裏付けたものは生産政策であつた。明治初年以來「農事改良」として行われたそれは、品種改良・施肥改善・耕地整理を主要な内容とした。前二者はいずれも生産方法に変化をもたらすことの

少いものであり、⁽⁴⁾耕地整理は土地改良は地代的な性格のものである。即ち地主制と小農経営という日本農業構造に、適合的な方向にのみ生産政策は展開されたのである。当時の中心は、小作米増収を目指す地主により推進された耕地整理であり三三年の耕地整理法以来数次の改正を経て、国家の資金的補助の強化により四十年代に活潑化していた。⁽⁵⁾耕地整理は地主にとって投資であり、小作料増収がその利子であった。それが引き合うかどうかは米価にかかつていた。地主の高米価要求の背後にはかかる耕地整理事業の進展があつた。国家による資金的助成は、米価と耕地整理による増産政策とのギャップを調整する役割を担つた。一方移入の増加は又植民地米増産政策により裏付けられていた。台鮮における水利事業を中心とする内地型政策の植民地版がそれであり、著しいものとしては東洋拓植会社設立法(二四議會)があつた。

この内地米と植民地米との増産政策は矛盾するものである。後者が安い米の供給をもたらすなら、前者は困難になる。輸入税と耕地整理助成が、外米輸入と内地米増産の矛盾を調節するなら、移入米税がその矛盾を埋めるであろう。ことに朝鮮米移入増加は、その質的近似からして内地米の脅威であつた。鮮米移入税は併合と共に、以前課せられていた輸入税をそのまま引きついで存続した(台湾米は質が劣るため始めから移入税はなかつた)。しかし移入税は朝鮮米作開発のためには阻止的であり、しかも開発が資本にとってすぐれて安い食糧のための要求であつたから、彼等にとって開発の意義を失なわしめるものであつた。これらの矛盾を統一して根本的な供給政策を確立することが課題となる。その企ては生産調査会においてなされた。

第二四議會に提出可決された「生産調査会設置に関する建議案」(政友会提出)は、戦後経営が既に其の緒に著いた時貿易均衡確保・金融円滑・運輸機関完成等により富国の経営も完成しなければならぬから、「昔ねく朝野の意見

第 11 表 貿易の状況

年次	輸 出	輸 入	差 額	正 貨	米 穀	米穀の 輸入に 占める 割合
				保有高	輸入額	
明治36年	千円 289,502	千円 317,136	千円 -27,634	百万円 139	千円 51,960	% 16.4
39	423,755	418,784	4,971	495	26,172	6.2
40	432,413	494,467	-62,054	445	30,931	6.4
41	378,246	436,257	-58,011	392	22,689	5.2
42	413,113	394,199	18,914	446	13,586	4.5
43	458,429	464,234	-5,805	472	8,644	1.9
44	447,434	513,806	-66,372	384	17,721	3.4
45	526,982	618,992	-92,010	350	30,193	4.9
大正 2	632,460	729,432	-96,972	376	48,472	6.7

備考：朝日新聞『日本経済統計総観』及食糧局『前掲書』による。
正貨保有高は各年末現在高にして日銀、政府所有（在外分を含む）の合計。割合は筆者計算。

石内外の輸入超過を見るに至れり、そのため八百万から一千万円を超える額が外米に支払われている、「是を以て今日に於て本邦の主要穀物に就き需要供給の大勢を精査し之に對する将来の方針を定むるは頗る重要な問題ならずんばならず」、それ故に対策の方向は食糧輸入減少に向けられ、本邦農業の食糧供給力が未だ發展の余地あることを

を徴する」ために調査機關を設置すべきことを求めていた。⁽⁶⁾ 政府は四三年三月になつて調査会を設置した。諮問事項は蚕糸業、公有林野荒廢、貿易振興等広汎に汎り、要求せられた対策は二時的なものではなく基本的方針であつた。それ故に日本経済が抱く不可避的な問題の認識に立つて、それへの根本的な対策を考えようとしたのである。「貿易の均衡」にそれは最も端的に示された。第一一表に見るように、日本は連年の如き入超と正貨減少に苦しめられていた。輸出振興が求められると共に輸入の縮少が必要とされた。千万円を越える正貨を毎年消費する外米輸入は好ましいものではない。諮問第五号「主要穀物の増収及改良に関する件」はこの見地から提出された。即ち説明はいう。「本邦の最大食糧品たる米の過去二十年間に於ける需要供給を観察するに前の十カ年は輸出の超過時代なりしも後の十カ年は漸次輸入超過時代と化し、最近の平均に於て約二百万

第12表 明治70年の米需給推定と現状との比較

年次	需給額 日本内地 における 米需要額	内地における米供給総額				過不足額 (又は輸 入額)
		内地生産 額	台湾より の移入額	朝鮮より の移入額	合計	
明治70年	千石 71,330	千石 甲 63,302 乙 65,818	千石 5,116	千石 2,081	千石 甲 70,499 乙 73,015	千石 甲 -831 乙 +1,685
同上百分比	100.0%	% 甲 88.7 乙 92.3	% 7.2	% 2.9	% 甲 98.8 乙 102.4	% 甲 -1.2 乙 +2.4
明治41~45年平均	52,617	50,354	837	143	51,334	-1,307
同上百分比	100.0	95.7	1.6	0.3	97.6	-2.5

食糧政策の成程過

- 備考：1. 甲は内地（除北海道）の開墾田を7万町歩、変換田を14万2千町歩と見込む。
 乙は同上の開墾田を15万町歩、変換田を20万町歩と見込む。
 2. 人口は70年に71,324,773人と推定、1人当消費量を約1石とす。
 3. 明治41~45年平均は第10表より比較のため掲げた。
 4. 生産調査会「日本内地に於ける主要食糧品需要供給の現在及将来」（明44）p.56~7より引用計算。

示唆して、「之に關する施設の方針」を問うたのである。しかしそれは又日本資本主義の食糧供給の根本方針を定めることになり、農業の将来を定める問題であつた。⁽⁸⁾

農商務当局が調査会に提示した見透しは第一二表の如くであつた。即ち三十年後（明治七十年）において内地米増産は甲案では千三百万石、乙案では千四百五十万石であり、開墾、変換、土地改良を主とし、技術的進歩により可能なものとして計算された。移入は九八万石から七二〇万石へと大幅に増加し、輸入は甲案では八三万石と減じ、乙案では逆に過剰となる。国内自給率は甲乙ともに上昇し、内地自給率は共に減少している。要するに内地・植民地両方の増産が行われているが、移入依存の増加による国内自給の方向が示されているといえよう。それ故「この案は必ずしも穀物供給に對して日本（内地）の獨立論と云う意味では」なかつた。しかしなお供給増加の中心は内地米増産であつた。それによる生産費増加―米価騰貴が問題である。下岡農務局長によれば、生産費の幾分の増加は仕方ないが、この案の増産計画は「無理な耕

作方法を用いたり、非常に金の掛る所の開墾をして、大麥生産費を掛けてやらなければならぬ⁽¹⁰⁾」ようなものではなく、普通の資本投下により相当の回収が出来る耕作法を基礎として作られていた。限界をこえる部分は植民地に依存するわけであつた。

生産調査会の答申は三つに分かれていた。第一が「耕地整理、開墾其他土地の改良今後の方針」、第二が「栽培方法の改正」、第三が「品質及取引上の改良其他今後の方針」として、種々の施策が述べられていたが、⁽¹¹⁾要するに政府、農会等の生産政策の拡充強化にすぎなかつた。委員から問題とされた植民地開発、米価平準化等は答申には現われなかつた。一応認識されながらも、根本策の樹立を迫られる程に機は熟していなかつた。当時の移入量からしても内地と植民地の矛盾は現実の問題ではなかつたし、内地生産の行詰りも認められていなかつたからである。しかし移入依存の方向が明らかな以上、移入税は現実の問題であつた。

恐慌は四三年から一応回復に向つたかに見えた。物価の上昇に伴う景気は「中間景気」と称されたが、それは主として外資流入に基づくものであり通貨膨張によるインフレ景気にすぎなかつた。それ故に物価騰貴は国際的な物価割高として輸出停滞をもたらし、輸入増加と共に国際收支の危機としてはね返つた。桂内閣の公債整理を中心とする財政健全化の方針は軍備を主とする経費増加要求と衝突した。内閣は軍部の強硬な圧力の前にそれを削減出来ずに、穴埋を日銀や預金部よりの借入に頼つたから財政は一層通貨膨張を促進した。しかも四四年度予算において内閣は海軍拡張案のために非募債主義を放棄した。内閣は四五年度予算に行詰つて倒れた。⁽¹²⁾

インフレは米価の騰貴をもたらした。第一三表が示すように四三年より米価は上昇の一途をたどつた。四四年に入つて米価は不況以前の価格に回復した。米価率は四三米穀年度平均〇・八九六から四四年度平均一・一六六となり近

第13表 米価月別変動表(3)
(東京、標準中米一石建)

年 月	価 格
明治42年平均	
	円 13.14
43年	4月 12.64
	5月 12.90
	6月 12.58
	7月 12.25
	8月 13.66
	9月 14.37
	10月 15.52
	11月 15.17
	12月 15.05
43年平均	
	13.27
44年	1月 15.10
	2月 15.36
	3月 16.01
	4月 16.80
	5月 16.94
	6月 17.62
	7月 18.74
	8月 19.58
	9月 20.01
	10月 18.45
	11月 16.79
	12月 16.80
44年平均	
	17.35
45年	1月 18.15
	2月 19.43
	3月 20.09
	4月 20.24

備考：出所は第5表と同じ

現われた地主の米価引上要求に代つて、二七、八議會には資本側からする米価引下の要求が登場した。米価に関する攻撃の主導力は資本側にうつつた。四四年暮に開会した第二八議會に問題は集中的にあらわれた。四四年の米作は寧ろ豊作であつたが、九月二十円を抜いた米価は当時も十七円近く四五年に入るや再び騰貴へ向つた。四五年一月末の農商務委員会における「米価問答」⁽¹³⁾は与党から政府へ向けられた。野党からは関稅撤廃を手段とする米価調節論が強硬に叫ばれた。低米価要求の論拠は以前のそれと變らなかつたがそれは一層深刻な声として、それ故に具体的に述べられた。前節で見たように論拠の第一は輸出貿易の發展であつた。低米価—低賃銀—低生産費—輸出市場拡大の論理は一層露骨に現われた。三月十二日の衆議院本會議における早速整爾の質問演説は、「由来、わが国の經濟社会の特徵」たる「物価の低廉、勞銀の低廉といふこと」が最近の物価騰貴(ことに食料品)により「根柢より破壊されて、産業上ゆゆしき悪影響をおよぼすこと」を恐れる故に政府の政策を批難したのであつた。戦後恐慌以来の輸出産業の苦境はこの時期に頂点に達していた。⁽¹⁴⁾低賃銀がその發展の武器であつたことは同時の国内市場の狭さとしてその弱点と

来にない高さを示した。米価騰貴は一般物価を超越した。賃金指数の上昇は四三年を基準とすれば、物価、米価指数のいずれの上昇にも追いつかなかつた(第一四表参照)。二五、六議會に

第14表 米価、物価及賃銀の比較 (33年10月基準・普通年度)

	米価指数 A	物価指数 B	賃金指数 C	米 価 率 $\frac{A}{B} *$	$\frac{A}{C} *$
明治39年	124	120	108	1.033	1.148
40	139	129	120	1.078	1.158
41	136	124	129	1.097	1.054
42	112	118	126	0.949	0.889
43	(100) 112	(100) 120	(100) 127	0.933	0.982
44	(131) 147	(104) 125	(102) 129	1.176	1.140
45	(157) 176	(110) 132	(104) 132	1.333	1.333
大正 2	(163) 183	(110) 132	(106) 135	1.386	1.356

備考：農商務省食糧局「前掲書」p.50による。*は筆者計算。カッコ内は43年基準。

なる。国内市場の狭さは一層輸出を必要とし、そのために更に低賃銀が要求される。輸出の行詰りと高米価に板ばさみにされた輸出産業資本の主張は、その低米価—低賃銀の論理を一層尖锐に露骨にしたのである。

第二の論拠であつた労働者の生活難も亦より激しく主張された。生活難が資本にとつて危機となることは今や具体的に顕現したからである。「社会問題」は高米価のために深刻化していた。米価暴騰を伝える各新聞の記事は常に大衆の生活難を訴えることを結びとした。万朝報(四五年三月八日)は「米価暴騰 円に四升四合 到る処生活難」と伝えれば(15)報知新聞も東京市内の下層民相手の白米小売商が続々倒産している事実を報じた。(16)民衆の窮迫が行動に爆発することが憂慮された。事実行動は散発的に起つていた。(17)蔵原惟厥(国民)が三月二十日衆議院でふるつた熱弁は、この憂慮に発していた。彼は「貧民者一同より国民党御中」なる手紙を読み上げて生活難を力説した後「この裏面においては、この未来においては、実に社会の安全・国家の基礎に大危険をあたえるところのいわゆる不穏な(18)——危険なところの思想の分子が濛々として横流し——暗流しつつある」ことを警告した。幸徳事件の印象は新しかった。利潤と体制の両面に危機に促迫された資本の訴えが激しかったのに比

して、その要求の具体化たる田川大吉郎（無所属）提出にかかる「関稅定率法中改正法律案」⁽¹⁹⁾米糶稅率改正案は逆にかつての關稅撤廢論よりゆるやかなものであつた。彼の改正案は市價一石十五円を目安とし、十二円五十錢の時は二円五十錢を課し、十七円五十錢の時には無稅になるようにその範圍で稅率を増減しようというスライディング・スケールをとつたものであつた。提案理由は上記の二つ（輸出と生活費）であつたが、彼がその説明のなかで「職工階級の生活費の現状の低さでは「彼等職工をして相當の活動をなさしむることが、極めて困難である」と述べたことは、生活難が単に人道問題や社會問題の源泉としてではなく、資本にとつて勞働力再生産の破壊として認識されていることを示すものであつた。機械化、重工業發達を中心とする日本資本主義の成長は、この時期に婦人、幼少年勞働の酷使による勞働力濫費から相對的な高賃銀による勞働の質向上の必要を認識させていた。しかし紡績を中心とする輸出産業資本にとつてそれはなお困難な問題であつた。勞銀を引上げなくても米價を引下げれば實質賃銀は上昇することになる。低米價の要求は單なる低勞賃の維持ではなくて負担にならない社會政策的な色彩をも帯びていた。

田川大吉郎の改正案は委員會で政府（西園寺内閣）と与党政友會の反對態度により、引延ばされたまま審議未了にほおむられた。この改正案が撤廢ではなく實質的には引下げとなる、しかし公平に見えるスライディング・スケール方式をとつたことは、景氣はいいが通る可能性のない撤廢論をやめて「農民」の利益をも考慮しようという通りやすい形で議會の通過を狙つたためであつた。その現実的な態度が逆に提案者の真剣さをうたがさせた。米價の高騰は依然として四五年も続いた。七月の二三円台を頂点として豊作予想にやや下つたものの、二十円を割ることなく年を越し大正二年もそのまま横這いを続けた（第一五表参照）。三十議會に米糶關稅改正案が再び提出された。岡崎久次郎（無所属）等の提出にかかる改正案は、こんどは撤廢を主張した。議論も結末も二八議會の時と麥らなかつた。ただ米糶關稅

第15表 米価月別変動表(4)

年	月	価 格	
明治44年平均		円 13.14	
45年	4月	20.24	
	5月	20.76	
	6月	21.87	
	7月	23.29	
	8月	22.40	
	9月	21.75	
	10月	20.28	
	11月	21.05	
	12月	22.24	
	明治45年平均		20.96
	大正 2年	1月	22.55
		2月	21.82
3月		22.09	
4月		21.36	
5月		21.41	
6月		21.70	
7月		21.80	
8月		20.99	
9月		20.96	
10月		20.93	
11月		20.30	
12月		20.01	
大正 2年平均		20.33	

備考：出所は第5表と同じ。

の廃止は何等内地米の価格に影響しない、何故なら外米は下層民にのみ需要され、この人々に安い外米を供給するだけだからである、と主張されたことは関税の効果が認識され始めたものとして注目されよう。

資本の攻勢に対する地主の防衛は勿論関税をめぐる討論においてもなされたが、そ

れはより具体的に直接米価に関係ない部分においてなされた。「農政改良」「農村振興」等に関する建議案は二七十三十議会で地主の要求を反映した。⁽²⁴⁾ 建議案のその説明に現われる言葉は「農村の衰退」であり「農民の疲弊」であった。「疲弊」や「衰退」の意味するものは自作農の没落であり、農民の離村であった。その原因は先ず地租を中心とする土地負担の重さに、農業の薄利に求められた。そしてかかる「衰退」は強兵の源泉の破壊として国防の安危に關する問題として取り上げられていた。農業保護論は「農民の購買力」や「小農の悲惨」よりもすぐれて「強兵」にその重心をうつしたのである。高米価が決して貧農に利益をもたらさないことは現実に示されていた。四四年七月の端境期に輸入された外米は東京に止まらずに次々に東北へと輸送された。⁽²⁵⁾ 出来秋に売りより高い米を端境期に買わねばならぬ貧農にとつて、高米価は労働者と同じく生活難を意味していた。それ故に四十年頃に地主が自覚した危機は、この物価騰貴・米価騰貴によつて激化していた。二七議会で村上恒一郎は「危険思想防止策に関する質問」のなかで、愛媛県における小作人の貧民党組織の事実を伝えた。⁽²⁶⁾ 危機の打開策は関税や米価を越えてより広汎に求められ

た。自作農維持創設、産業組合、低利資金、副業奨励等の農政が政府に求められた。小農保護問題が具体的に登場する。

二七〇三〇議会の論議を通じての一つの変化は、二四〇六議会に見られたような商工立国論と農本論の間の地主、資本攻撃がなくなつたことである。危機の激化はもはや彼等をしてそれぞれ都市と農村の代表として自らを表現する余裕を失なわせた。一応古典的な形で現われるかに見えた利潤と地代の対抗は、早くも都市と農村内部の基本的な矛盾の前に色あせた副次的なものとなつたのである。緊急の課題は資本にとつては「社会問題」であり、地主にとつては「小作問題」であつた。社会政策と小農保護がその対策であつた。支配権の争いよりも現在の体制の維持が先決であつた。小農保護は資本によつても要求される⁽²⁷⁾。強兵も農村の平和も低賃金の地盤も、資本主義にとつて必要であつた。しかし米価をめぐる対立は消滅しなかつた。寧ろ表面上激しくさえなる。ただそれは基本的な対立としてではなしに下からの危機にうながされたものとして、常に下に、対する顧慮によつてなされてきた。それは妥協と調節が可能であつた。政策をめぐる争いはただそれをより自らの方に引き寄せようとする努力としてなされた。朝鮮米移入税廃止と「米価調節論」にそれはあらわれた。

朝鮮米移入税廃止要求は、在鮮日本人商業会議所により戦後毎年の如き決議、請願、陳情として行われていた。第二七議會(衆)には大内暢三等の「朝鮮穀物移入税に関する質問」が提出された。米移出―内地製品移入の「朝鮮開発」を移入税は阻害するし、政府が多額の経費によつて朝鮮農業奨励をなしているのと矛盾するではないか、というのが要旨であつた。⁽²⁸⁾安い米と商品市場という開発の二面のうち、特に市場の面が強調された。政府の答弁は「内地経済上並に政府財政上十分の調査を経て始めて決すべき問題にして目下直ちに之に関する所見を述ぶることを得ず」と⁽²⁹⁾

いう回避的なものであつた。二八議会に再び田川大吉郎により廢止建議案が出された。理由には米価調節引下加えられたが、建議案の運命は關稅改正案と同じであつた。三十議会に始めて法案の形をとつた廢止案が、大内暢三(國民)等により山本新内閣の下に提出された。理由は「米価調節」と「朝鮮開發」であり、當時の世論の高米価攻撃に対応して、「米価調節」に力点がおかれた。委員会は字句修正のみで二回の審議で全会一致可決、更に衆、貴兩院を通過一挙に成立した。政友会を中心とする保護論者の賛成がその原因であつた。元來政府も政友会も移入米への明瞭な態度を表明したことはなかつた。内閣如何にかかわらず政府は、朝鮮開發の方向を一貫して続けて来た。關稅改廢其他による朝鮮の日本經濟圏への編入は着々と進められた。それ故に移入稅廢止も時期の問題であつた。桂内閣當時大藏省は既に移入稅減稅に決して⁽³⁰⁾いた。ただ衆議院の情勢と併合當時の關稅十カ年不變更聲明等が、政府の態度をあまりにしていた。政府は実施期日を予算の關係上三年度としたい、という点以外では賛成した。しかし政府は「移入稅廢止は内地米価にさして影響がない」として、朝鮮開發のために賛成したのである。⁽³¹⁾それは又衆院の可決理由でもあつた。即ち「本案の精神は朝鮮の産業……の發達を図り、特に農業を助長する」にあつて「此頃の⁽³²⁾一つの問題となつて居りますところの米価調節等の件に關しては、余り重きを置いて居ないと云うことを意味して」居た。これは単に地主への政治的配慮ではなく、これが資本にとつて第一に市場開發と將來における安い米の供給のためであつたからである。當時二、三十万石程度の移入額では、現在の米価を支配する筈はなかつた。米価のためなら外米關稅こそ撤廢さるべきであつた。「米価調節」という理由は世論への便乗であつた。「朝鮮開發」という日本資本主義の要求は、ここに矛盾なく貫かれたのである。当面の米価に關係なくとも、朝鮮開發の方向はいずれ安い朝鮮米の大量移入として内地米価を圧迫することは必然であつた。それは早くも廢止が實施された二年七月からの移入急増として示

された。⁽³³⁾

第三〇議会における高米価への世論を背景とした関税、移入税撤廃問題の帰結は、日本における米輸入関税の決定版となつた。即ち、勅令による軽減を含む米穀輸入税（百斤一円、但し昭和五年より二円）の存続、植民地米移入の無税が、日本の農業保護関税（米に關する）政策となつたのである。これは同時に日本における農業保護関税問題の事實上の終結を意味していた。勿論以後も関税の改廢は米価の高低に応じて問題になつたし行われもした。しかし米価調節政策としての関税問題は、漸次舞台の主役の位置からしりぞいてワキ役を演ずるに過ぎなくなる。所謂「米価政策」が舞台の正面に登場して来る。それなら農業保護関税問題は日本資本主義にとつて如何なる意義を持つて終結されたか、三〇議会における決定版は二つの事を意味している。第一は外米関税による外国米よりの内地農業の保護、第二は朝鮮米移入税廢止による植民地米移入の促進である。前者に対応する供給政策は生産調査会の答申に示されたように内地米増産であり、後者のそれは朝鮮農業の開発である。そしてこれを統一するものは植民地を含めての「食糧の獨立」⁽³⁴⁾。自給政策であつた。帝國主義段階において、ことに軍事的な日本資本主義にとつて「食糧の獨立」は重要な要求であつた。同時にそれは慢性的入超として顕現していた国際収支の危機を一面から解決しようとするものであつた。しかし日本資本主義が農業保護をその政策とした理由はそれだけではなかつた。資本自身が今や「農業保護」⁽³⁵⁾それ自体を必要としたのである。

前節に述べたように、独占への第一歩を踏み出した日本資本主義は、この時期に矛盾した二つの要求を持つた。工業の高度化に伴う労働のより高い質の必要と、利潤実現の場をより一層海外市场に依存しなければならなくなつたことから来る、一層の低コストのための低労賃の維持であつた。⁽³⁵⁾前者のために或程度上昇せざるを得ない労賃負担を、

出来るだけ少くするには、低米価がのぞましい。しかし日本の低労賃の基礎は農村にあり、半封建的農業構造から析出せられる安い労働力の濫費により可能であつたのである。資本主義発展による農民の商品経済化が、農民を窮迫販売に追い込みながら、しかしとも角も商品生産者たらしめ、それが一方には自作農没落に示される農民層分解を生みだし、半封建的農業構造をゆるがし始めた時、新たにそれを再編成し「小農」を維持することが資本にとつて低労賃のために必要となる。単に消耗品としての労働力の給源としてではなく、やや近代的な形、即ち労働力再生産費の一部を農民に負担せしめる形での労働力のプールとして小農維持が要求されるのである。それによつて又「社会問題」としての危機も緩和しうるであろう。地主にとつてのみならず資本にとつても、「自作小農制」は「国家の基礎を鞏固ならしめ、各種社会的難問を防止するに必要」⁽³⁶⁾なものとなつた。農民が又わずかなりとも米の商品生産者としてあらわれるなら、米価の維持も小農維持の手段となる。低米価と小農維持という矛盾は、独占段階に入つた現在、高米価負担を重工業を中心とする広汎な保護関税、紡績の輸出カルテル等によつて或程度緩和しうる以上、すぐれて後者に重点をおいて解決せられる。

第三〇議會を画期とする農業保護関税の確立は、資本主義にとつてこのような意味をもつていた。そして地主制を打倒しえなかつた資本の農業保護は、同時に地主制保護を意味し、小農維持はたとえ意図しなくても、地主制維持を指向した。地主と資本の根本的対立は揚棄され、小農保護論の中に妥協する。それ故に農業保護関税の確立は、それが一貫した地主の要求であつた故に地主的なもの、と云うことは出来ない。資本の小農維持と一致した限りで、それが可能であつたのである。地主的農業保護と資本主義的農業保護は、それぞれニュアンスの相違を持ちながら、「小農維持」に結晶し、この農業保護関税に一致を見出した。この三〇議會における保護関税の存続は、地主的保護関税

の確立と同時に独占資本主義的農業保護関税の出発を意味していたのである。そして一方においては、朝鮮米移入税廃止によつて「朝鮮開発」という資本の要求は貫かれた。資本と地主との「小農維持」による一致は、米価をめぐる対立を消滅させたのではない。それが利潤と地代という存立条件にかかわる限り、対立は依然として続けられる。ただ地主制打破を認めてまでの低米価要求や、資本の利益を無視した一方的な高米価要求は出されなかつた。要求は両方から「適当な価格」として出され、そこに米価を維持することが求められる。又米価の季節的変動を除去し、安定せしめることは、小農維持のために必要であつた。そして米価の安定は又利潤率と地代の安定を意味し、資本と地主の本来の要求と合致するものであつた。米価への要求は、以後「米価調節」として出され、対立は一定の限度内において、その調節をより自らの利益に引きつけようとする努力としてあらわれる。「米価調節」はすでに二八、三〇議会の討論においても登場していたが、四五年と大正二年の高米価の時期に、ごうごうたる「世論」として叫ばれた。「世論」は「外米管理論」「米官營論」等の急進的な主張を含めて、ジャーナリズムの紙上をにぎわしていた。かかる米価調節の要求は、さきの田川大吉郎の言にも示されたように、関税が米価を左右しないという認識にも発していた。現実には米価に対する関税の影響を測定することは難かしいが、⁽³⁸⁾いづれにせよそれが予期された力を持たないことだけは明らかであつた。関税政策に代つて新しい米価調節政策が、国家による流通過程への介入として展開されるのは、関税の確立と同じこの時期からである。

註(1) 第二六議會衆院関稅定率法改正案委員會における木村良の發言を見よ(「衆院委員會議錄」第二六回)。

(2) 内地米増産費と鮮米増産費の比較は、後大正九年の第一次鮮米増産計画の時になされた。拓植局「朝鮮産米増産に関する意見」によれば後者は前者の1/3である。

- (3) 第二期中四三年の朝鮮併合が朝鮮米を「輸入」から「移入」に変化させた事が移入量を表面上大きくさせている。しかし、実際にも鮮米移入はふえたし、併合が単に統計面上の転移のみならず實質的に「輸入」から「移入」に性格変化をもたらしたと考えてよからう。
- (4) 東畑精一「日本農業技術の特質」参照(『日本農業の課題』所収二二二頁以下)。
- (5) 近藤康男「日本農業経済論」二八七―八頁参照。ここに指摘されているように土地改良の成果は小作料増収として大部分地主に帰した。
- (6) 『議会誌』七卷、五二二頁、(四一年三月二四日)。
- (7) 太田嘉作「明治大正昭和米価政策史」二〇四―五頁。
- (8) 下岡農務局長は調査会で述べている。「実は此主要穀物の増収及改良に関する件と申しますのは、日本の農業の将来を如何にするや、という問題と同じことだらうと思ひます。他の諸般の事柄は先ず枝葉で、主要穀物の増収改良ということが本邦農業の根本でございます」(『生産調査会録事』第一回、一六三頁)。
- (9) 生産調査会「生産調査会録事」第一回、一六九頁、下岡発言中。
- (10) 右同第一回、一七五頁。
- (11) 太田「前掲書」。
- (12) 信夫「前掲書」参照。
- (13) 『東京朝日新聞』(四五年二月一日付) 参照。
- (14) 前節第八表を見よ。
- (15) 『新聞集成明治編年史』第一四卷、五三九頁。
- (16) 四五年六月一九日付、右同五七四頁。
- (17) 『東京経済雑誌』が「呷米価の暴騰」と題して新聞の報道から伝えるところによると、「某港の貧女救百名団を成して船舶の米穀輸出を阻止したり」、「某地の貧民等救護を叫びて村役場に押寄せたり」したという(六六卷、一六五四頁、七頁)。
- (18) 『議会誌』八卷、一二四九頁、なおこの貧民者一同よりの手紙には「下層民」の生活状態の苦しさがよくあらわれている。

(19) 『衆議院委員会議録』第二八回開院定率法改正法律案委員会第二回。

(20) 生産調査会での「外国貿易助長の方法及施設に関する件」に関する討議で一本喜徳郎は、我国の労働が「縦令…廉くとも、其労働の效果に至つて、海外の労働に及ばぬ、ということであらば、結同生産費は高いのである」とし、しかも生活費の上昇がこの廉さをもたのむにたらないものとしようから「生活費の増すことを成るべく抑制して往くと同時に、一面工場法の制定其他の方法に依つて労働の効力を挙げて往くことを、尚お大いに研究しなければならぬ」と述べている(『録事』第一回、一二四頁)。

又同じく岡工務局長の工場法案説明は、「一四、五歳位の女工は金に見積つて幾らであるということを試に計算」すると一、二〇〇円位になる。「其位の…物的経済的価値のあるもの」を幼年労働によつて墮物にするのは戒むべきことであるといつてゐる。工場法はかかる生産政策としての側面を持つていたと思われる。

(21) 明治三十年代より工場法問題の登場以來一貫して反対して来たのは紡績資本であつた。しかし四十年代には彼等の反対もすれた。しかし実施は法案成立の七年後の大正五年であつた。(資本の態度については没沢栄一の社会政策学会第一回大会における講演に見られる。風早八十二『日本社会政策史』一四一—二頁所収)

(22) 『衆議院委員会議録』第二八回開院定率法改正法律案委員会一〇頁参照。

(23) 岡崎の提案説明は、第一に社会政策上、第二に殖産興業上の理由をあげている。大日本自動車会社社長たる彼の論議は全過程を通じて資本の撤廃論中もつとも明確なものであつた。即ち殖産興業の利益を主張している。「日本は、労働の廉きを以て誇となし、輸出工業品の如き外国の趣とは大変違ひまして、外国は大工場で機械により人手をはぶいているが、日本は人手を多く使い、「此食料が上るといふことは…輸出税を課した如き性質に当るのであります」(衆議院委員会議録』第三〇回)。

(24) 根岸晴太郎(農業地主)提出「農政改良に関する建議案」(第二七議会)、中川虎之助(酒造業)提出「国防上農村振興に関する建議案」(第三〇議会)等がその例である。

(25) 国民新聞四年七月一〇日付(前掲『編年史』第一四卷、四四一頁)。

(26) 小作人五、六十名は血判して、このままでは年を越せないから「此附近の富豪家に迫つてそうして金銭なり或は食物なりを借りて」正月を越そう、そのため一致して行動し、出来なかつたら「全部小作地を返却して」自由行動をとることを

申合せた、という(『議会議』第八卷、五六三頁)。

(27) 生産調査会において添田寿一(興銀総裁)、日比谷平左エ門(富士紡)、田川大吉郎等は「農業金融機関整備の必要」と題する建議案を提出した。それは「自作小農制の国家の基礎を鞏固ならしめ、各種社会的難問を防止するに必要な多言を要せず、是れ工業上の先進国か小農制挽回に苦心する所以なりとす、殊に集中的農業に依るべき本邦に在りては其必要一層大なるものあり、近時本邦自作小農の漸次減少するの傾向あるは前途大に憂うべきなり」として自作小農維持のため金融機関の必要を説くものであつた(『録事』第一回、二六頁)。

(28) 『議会議』第八卷、五九〇〜一頁。

(29) 右同。

(30) 『衆議院委員会議録』第三〇回、同委員会における政府答弁。

(31) 右同野中清政府委員答弁中。

(32) 『議会議』第八卷、一六三三頁。

(33) 勿論これは移入税廃止を見越して、待つていた分が多いであらうから、効果とはいえない。しかし移入は以後増加をつづけている。

(34) 植民地を含む「食糧独立」を要望したものに軍部があつたことを忘れてはならぬ。第二五議会議院関稅定率法改正案委員会で児玉大将(朝鮮総監)は移入税に反対している。それは軍事的理由よりも朝鮮総監として、朝鮮における内地資本地主を代弁していたと見られるが、総監武官制により、朝鮮は軍部の拠点でもあつたのである。

(35) 註(20)を見よ。

(36) 大内力『日本農業の財政学』、八八〜九頁参照。

(37) 註(27)を見よ。

(38) 八木芳之助『米価及米価統制問題』、四〇三〜四頁参照。なお八木博士の結論としては、関税によつて内地米価が積極的に引上げられることは少いから、農業保護の積極的政策たり得ないということである。関税の効果についての結論は論者により異なるが、関税額だけ外米価格を引上げるとは明らかであり、大内力氏がいわれるように「積極的に内地米の価格を吊りあげている、と考ふる根拠は薄弱であるとしても、すくなくともそれが内地米価格のある水準——以下に落ち

食糧政策の成立過程

るのをチェックする作用のあつたことはみとめていいであらう」〔『前掲書』、一七八頁〕。

二五〇

(未完)
(本所員)